

# 平成31年第1回中泊町議会 定例会会議録目次

## 第1号（2月28日）

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第2号ないし日程第28 議案第22号	4
・報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （平成30年度中泊町一般会計補正予算第8号について）	
・報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について）	
・報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について）	
・報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （平成30年度中泊町一般会計補正予算第9号について）	
・議案第3号 平成31年度中泊町一般会計予算について	
・議案第4号 平成31年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・議案第5号 平成31年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・議案第6号 平成31年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第7号 平成31年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	

- ・議案第 8 号 平成 3 1 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- ・議案第 9 号 平成 3 1 年度中泊町水道事業特別会計予算について
- ・議案第 1 0 号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ・議案第 1 1 号 中泊町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- ・議案第 1 2 号 平成 3 0 年度中泊町一般会計補正予算第 1 0 号について
- ・議案第 1 3 号 平成 3 0 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号について
- ・議案第 1 4 号 平成 3 0 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- ・議案第 1 5 号 平成 3 0 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号について
- ・議案第 1 6 号 平成 3 0 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 1 7 号 平成 3 0 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について
- ・議案第 1 8 号 平成 3 0 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 3 号について
- ・議案第 1 9 号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- ・議案第 2 0 号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について
- ・議案第 2 1 号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について
- ・議案第 2 2 号 中泊町教育委員会委員の任命について

日程第 2 8 予算特別委員会の設置	1 0
散会の宣告	1 1

## 第 2 号 (3月5日)

議事日程	1 3
出席議員	1 3
欠席議員	1 3

出席説明員	1 3
職務のため出席した事務局職員	1 4
開議の宣告	1 5
日程第1 一般質問	1 5
3番 成田直人議員	1 5
5番 塚本悦子議員	1 8
6番 荒関富雄議員	2 7
9番 青山雅晴議員	3 9
8番 川山光則議員	4 3
散会の宣告	4 8

### 第 3 号 (3月8日)

議事日程	5 1
出席議員	5 2
欠席議員	5 3
出席説明員	5 3
職務のため出席した事務局職員	5 3
開議の宣告	5 4
日程第1 報告第2号及び日程第3 報告第5号	5 4
・報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成30年度中泊町一般会計補正予算第8号について)	
・報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成30年度中泊町一般会計補正予算第9号について)	
日程第3 議案第3号ないし日程第9 議案第9号	5 6
・議案第 3号 平成31年度中泊町一般会計予算について	
・議案第 4号 平成31年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・議案第 5号 平成31年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・議案第 6号 平成31年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第 7号 平成31年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第 8号 平成31年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	

・議案第 9号 平成31年度中泊町水道事業特別会計予算について	
日程第10 議案第10号	60
・議案第10号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	
日程第11 議案第11号	63
・議案第11号 中泊町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	
日程第12 議案第12号	64
・議案第12号 平成30年度中泊町一般会計補正予算第10号について	
日程第13 議案第13号	71
・議案第13号 平成30年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号について	
日程第14 議案第14号	75
・議案第14号 平成30年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号について	
日程第15 議案第15号	77
・議案第15号 平成30年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について	
日程第16 議案第16号	78
・議案第16号 平成30年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号について	
日程第17 議案第17号	80
・議案第17号 平成30年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について	
日程第18 議案第18号	81
・議案第18号 平成30年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について	
日程第19 議案第19号から日程第21 議案第21号	82
・議案第19号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について	
・議案第20号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について	



## 第 1 回中泊町議会定例会

平成 3 1 年 2 月 2 8 日（木曜日）

### ○議事日程 第 1 号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(平成 3 0 年度中泊町一般会計補正予算第 8 号について)
- 5 報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について)
- 6 報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について)
- 7 報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(平成 3 0 年度中泊町一般会計補正予算第 9 号について)
- 8 議案第 3 号 平成 3 1 年度中泊町一般会計予算について
- 9 議案第 4 号 平成 3 1 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 1 0 議案第 5 号 平成 3 1 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 1 1 議案第 6 号 平成 3 1 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 1 2 議案第 7 号 平成 3 1 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 1 3 議案第 8 号 平成 3 1 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について

- 1 4 議案第 9 号 平成 3 1 年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 1 5 議案第 1 0 号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 1 6 議案第 1 1 号 中泊町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 1 7 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度中泊町一般会計補正予算第 1 0 号について
- 1 8 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号について
- 1 9 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 2 0 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号について
- 2 1 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 2 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について
- 2 3 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 3 号について
- 2 4 議案第 1 9 号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- 2 5 議案第 2 0 号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について
- 2 6 議案第 2 1 号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について
- 2 7 議案第 2 2 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 2 8 予算特別委員会の設置

○出席議員（13名）

1 番	田 中	洋 君	2 番	今	博 子 君
3 番	成 田	直 人 君	4 番	秋 元	隆 君

5番	塚本悦子君	6番	荒関富雄君
7番	秋田博君	8番	川山光則君
9番	青山雅晴君	10番	沖崎勲君
11番	野上憲幸君	12番	野上祐一君
13番	長利司君		

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘豊光君
副町長	横野彰吾君
教育長	米塚鈴子君
代表監査委員	葛西昭文君
総務課長	成田勝輝君
財政課長	木元剛君
総合戦略課長	葛西成芳君
税務課長	谷伊久弥君
町民課長	太田忠義君
福祉課長	藤田順悦君
環境整備課長	佐藤一広君
農政課長	竹谷覚君
水産商工観光課長	越野進一君
小泊支所長	加藤孝典君
総務学務課長	藤田康久君
社会教育課長	山中哲哉君
会計課長	毛内康裕君
上下水道課長	阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	加藤成子君
総務課係 行政情報係	木村将師君



開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- 議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 13 名です。定足数に達していますので、平成 31 年第 1 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長利 司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、3 番、成田直人議員、4 番、秋元隆議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（長利 司君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 3 月 8 日までの 9 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日から 3 月 8 日までの 9 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 2 号ないし日程第 28 議案第 22 号

- 議長（長利 司君） 日程第 4、報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第 27、議案第 22 号 中泊町教育委員会委員の任命についてまでを一括して上程します。  
町長に提案理由の説明を求めます。  
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

- 町長（濱館豊光君） おはようございます。本日、平成 31 年第 1 回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ご多用

中の折にもかかわりませずご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

平成31年度当初予算を初め各般にわたる議案についてご審議を願うに当たり、町政の運営に関する所信の一端を明らかにし、提出議案の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成31年度の予算編成に当たっては、町税などの自主財源が少ない脆弱な財政構造の中でも人口減少に立ち向かい、地域産業の維持発展など、当町をめぐるさまざまな課題に真っ正面から向き合い、長期総合計画の基本構想であります「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち 中泊」の実現に向けて、地域資源を発掘、活用しながら、地域経済の活性化を図り、農業、漁業などの1次産業でなりわいをしっかりと維持できる地域社会を創出する施策の推進並びに子ども・子育て支援や医療の充実、防災対策など、多岐にわたる施策を推進してまいります。

町長に就任させていただき、ちょうど折り返し点となる本年、我が国も大きな転換点となる年になるであろうと思うところであり、私も初心に立ち返り、町民が安心して、そして幸せに暮らせる希望の町を目指して町政を推進してまいりたいと存じます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、新年度予算案や条例改正、補正予算など合計24件ではありますが、その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第2号は、平成30年度中泊町一般会計補正予算第8号についてであります。除排雪経費の不足のため所要の予算補正を要するため専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第3号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第4号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分

いたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第5号は、平成30年度中泊町一般会計補正予算第9号についてであります。除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要するため、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第3号は、平成31年度中泊町一般会計予算についてであります。新年度の予算につきましては、通常予算の考え方で編成し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも72億2,400万円となりました。前年度当初予算に対して2億9,300万円、率にいたしまして4.2%の増となっております。

歳出の事業の主なもの及び特徴的なものをご説明申し上げます。民生費として、子育て世代の負担軽減を目的とした幼児教育の無償化を継続、実施いたします。衛生費として、平成31年度からがん検診などの集団検診の個人負担金を無料化し、検診率の向上を目指してまいります。また、ごみ収集車2台の更新費用を計上したほか、子ども医療費の無料化、乳幼児・子どもインフルエンザ予防接種事業を継続して実施してまいります。

農林水産業費として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業、地方創生推進交付金を活用して実施するメバ活プロジェクト事業、マツカワガレイなどの養殖に取り組む養殖推進プロジェクト事業などを実施いたします。

商工費として、国の施策として実施されるプレミアム商品券に係る事業費のほか、町単独のプレミアム商品券の発行事業費を計上いたしております。

土木費として、公営住宅建設事業や橋梁長寿命化事業などのインフラ整備を昨年度に引き続き実施してまいります。

教育費として、こども小・中学校の建設に向けた設計費などを計上いたしております。また、中里小・中学校の教育用パソコンなどの更新に向けたリース料を計上したほか、尾別地区宮越家の文化財の保護に向けた取り組みを進めてまいります。

歳入につきましては、町税及び地方交付税のほか、国庫支出金、県支出金及び町債など見込額を精査した上で計上し、財源調整のため財

政調整基金繰入金を計上いたしております。

議案第4号は、平成31年度中泊町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、事業勘定で歳入歳出とも16億5,086万1,000円、診療施設勘定で歳入歳出とも1億4,674万2,000円となっております。

議案第5号は、平成31年度中泊町介護保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも16億8,026万9,000円となっております。

議案第6号は、平成31年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも4,001万9,000円となっております。

議案第7号は、平成31年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも2,664万8,000円となっております。

議案第8号は、平成31年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも2億6,374万2,000円となっております。

議案第9号は、平成31年度中泊町水道事業特別会計予算についてであります。収益的収入及び支出予定額として収入に3億5,987万3,000円を、支出に3億1,848万6,000円を計上し、純利益4,138万7,000円を見込んでおります。また、資本的支出予定額として1億8,740万円を計上いたしております。

なお、資本的支出予定額は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第10号は、中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。働き方改革を推進するため、関係法律の整備に関する法律が平成31年4月に施行されることに伴い、超過勤務命令に上限を設けるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、中泊町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてであります。水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及び技術管理者の資格取得等の基準が変更されたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、平成30年度中泊町一般会計補正予算第10号についてであります。補正額は、歳入歳出とも2,416万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を72億9,551万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、財政調整基金積立金、介護保険事業特別会計及び国民健康保険特別会計への繰出金、担い手確保・経営強化支援事業補助金、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金などを計上いたしております。

また、既定予算額の精査などにより、経営体育成支援事業補助金、橋梁長寿命化事業、新公営住宅建設事業の減額など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連におきまして、国庫支出金、県支出金、町債などについて調整の上、計上したほか、町税、財産収入など収入見込み額を精査した上で計上いたしております。

継続費では、平成30年度から平成31年度までの2カ年で実施する小泊不燃物処分場モニタリング業務及び中里地区排水施設測量調査業務の2件について、契約額に合わせて年割額を補正いたしております。

また、国の補正予算に係る担い手確保経営強化支援事業補助金及びプレミアム商品券システム開発業務につきまして繰越明許費を設定しております。

指定管理者制度による公の施設の管理運営業務、平成31年度で予定する経費のうち本年度において契約の締結を要するものについて債務負担行為を追加設定いたしております。

なお、地方債につきましては、事業費の確定に伴い、それぞれ変更いたしております。

議案第13号は、平成30年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてであります。事業勘定の補正額は歳入歳出とも1,040万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億3,694万9,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、国民健康保険事業納付金の減額及び療養給付費等負担金償還金並びに直営診療施設勘定繰出金の追加であります。

歳入につきましては、特別調整交付金の追加及び歳出の関連から一般会計繰入金等を減額いたしております。

診療施設勘定の補正額は歳入歳出とも69万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,844万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、医科用医業費の減額であります。

歳入につきましては、歳出との関連において、診療収入を調整の上、減額しております。

議案第14号は、平成30年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてであります。補正額は歳入歳出とも4,647万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を17億2,455万4,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、介護サービス及び特定入所者介護サービス等に係る保険給付費に所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、保険料、国庫支出金及び県支出金等を追加いたしております。

議案第15号は、平成30年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてであります。平成31年度で予定する経費のうち、本年度において契約の締結を要するものにつきまして債務負担行為を設定いたしております。

議案第16号は、平成30年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。補正額は歳入歳出とも34万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,269万6,000円とするものであります。

補正する歳出は、施設管理業務委託料34万5,000円を減額いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、前年度繰越金と一般会計繰入金を調整の上、計上いたしております。

議案第17号は、平成30年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてであります。補正額は歳入歳出とも38万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,847万3,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の追加及び一般管理費の後期高齢者保険事業の確定に伴い減額いたしており

ます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の追加及び後期高齢者保険事業受託収入の減額であります。

議案第18号は、平成30年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてであります。収益的支出の既決予算額を29万円追加し、総額3億2,005万3,000円とするものであります。

補正する歳出は、小泊ダム管理費負担金を追加いたしております。

議案第19号から第21号までは、中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について、中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定についてであります。

平成31年3月31日をもって指定期間満了となる各施設につきまして、それぞれ4月1日からの指定管理者を指定するものであります。

議案第22号は、中泊町教育委員会委員の任命についてであります。現委員でございます東山綾子氏の任期が平成31年5月17日をもって満了となることから、同氏を再任するため議会の同意を求めるものであります。

以上で本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ◎日程第28 予算特別委員会の設置

○議長（長利 司君） 日程第28、予算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第3号から議案第9号までの平成31年度中泊町一般会計予算及び特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第9号までの平成31年度中泊町

一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

散会 午前10時21分



第1回中泊町議会定例会

平成31年 3月 5日（火曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	田中	洋	君	2番	今博	子	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君
7番	秋田	博	君	8番	川山	光則	君
9番	青山	雅晴	君	10番	沖崎	勲	君
11番	野上	憲幸	君	12番	野上	祐一	君
13番	長利	司	君				

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘	豊光	君
副町長	横野	彰吾	君
教育長	米塚	鈴子	君
代表監査委員	葛西	昭文	君
選挙管理委員会 委員長	田中	彰一	君
総務課長	成田	勝輝	君
財政課長	木元	剛	君
総合戦略課長	葛西	成芳	君
税務課長	谷	伊久弥	君
町民課長	太田	忠義	君
福祉課長	藤田	順悦	君
環境整備課長	佐藤	一広	君
農政課長	竹谷	覚	君

水産商工観光課長  
小泊支所長  
総務学務課長  
社会教育課長  
会計課長  
上下水道課長

越野進一君  
加藤孝典君  
藤田康久君  
山中哲哉君  
毛内康裕君  
阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長  
総務情報課係

加藤成子君  
木村将師君

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。

3番、成田議員の質問を許可します。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） あらかじめ提出しております通告書の内容に沿ってご質問いたします。質問事項は、改正水道法の成立に伴う水道事業についてであります。

係る法案は、昨年12月に成立したものであり、施行期日は、公布の日から1年以内において政令で定めるとなっております。改正の必要性及び概要については、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面する課題に対応し、水道基盤の強化を図るため、自治体の広域化と施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、その一方では、施設の運営権を民間事業者に売却するという、まさに官民連携のコンセッション方式を導入するとしております。

第1点目として、水道事業は、命にかかわる重要なインフラであり、コンセッション方式導入となれば、運営自体が民間事業者となることから、現状中泊町の水道料金体系では、消費税抜きで基本料金10立方メートル当たり2,550円、メーター使用料220円の計2,770円となっており、加えて超過料金1立方メートル当たり270円と、県内で最も高い料金設定となっている状況下でありつつも、さらなる料金の値上がりにつながるのではないかと不安。また、水道管の老朽化に伴う断水による給水停止や水質の劣化した水の供給など、いわゆるサービス面全般において著しく低下を招くのではないかと懸念、これらの不安、懸念材料からして地域住民は、その動向に高い関心を持っている実情であります。そこで町長は、この改正水道法をどのように受けとめ、今後どのような形で水道事業を運営して

いく考えであるか伺います。

第2点目として、水道管の老朽化に伴い、1キロメートル当たり1億円とも言われる更新費用や人口減少に伴う需要の減少と相まって経営環境が厳しくなることが想定され、水道事業を一つの自治体で運営することは、極めて困難となる観点から、自治体の広域連携を目指すものであると認識しております。

そこで五所川原圏域の自治体間において、事務レベル段階で広域連携をテーマとしての意見交換会を開催し、各自治体で格差のある水道料金や老朽化しつつあり、かつ整備に多額の費用を要する水道管の施設更新等に関して具体的な検討、協議が行われているか。また、どの程度の協議内容で意見交換が進められているのか伺います。

以上です。

○議長（長利 司君） 成田議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） おはようございます。成田議員のご質問にお答えをしたいと思います。私のほうからは、前段のほうの水道事業について、町としてどう考えるかという部分についてお答えをさせていただきます。

ただいまお話のありました水道事業、改正水道法に基づく水道事業、コンセッション方式でございますが、平成23年のPFI法改正により、コンセッション方式が創設された際、この際には、給水の安定性や水質悪化の懸念などから国内では導入に動いた自治体はなかったというふうに伺っております。海外で同様の法改正を実施した国の例を見ますと、やはり水質の悪化など管理運営レベルの低下や水道料金の高騰、さらには自治体側での監査、モニタリング体制の不備等、さまざまな問題が露呈したというふうに伺っております。

今回の改正法では、これらの問題を解決し、事業の確実かつ安定的な運営のため、公の関与を強化し、供給責任は自治体に残した上で厚生労働大臣の許可を受けることを条件に実施可能としたものであるということは、議員ご指摘のとおりであります。水道事業自体を民営化するものではないというふうに私自身理解をさせていただいております。

コンセッション方式を導入する場合には、住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に限り、地方自治体が議会の議決を経たみずからの判断で行うことが必要であるというふうにされておると承知しております。

今回の水道法の改正で直ちに水道料金の値上げ、要するに法が改正されたからといって、そのまま水道料金の値上げや断水等によるサービスの低下を招くことはない、これは我々自治体がこの方式にやるのだと、議会も執行部側も了解すればできるということですので、まだそこまでは至っておりません。

今現在は、コンセッション方式を導入する予定は、今申し上げたとおりないわけでありますが、広域連携を進める中で今後の水道事業のあり方を検討する際、安全、安心な水道事業となるよう協議をしてみたいと思っております。広域連携の協議の状況については、担当課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 阿部上下水道課長。

（上下水道課長 阿部 明君登壇）

○上下水道課長（阿部 明君） 皆さん、おはようございます。私のほうからは、成田議員ご質問の広域連携についてお答えいたします。

水道事業の広域連携に関する検討体制の構築については、市町村等の水道事業の広域連携について検討を行うため、都道府県及び都道府県全ての市町村をもって構成するよう総務省より通達があり、平成28年度から青森県総務部が主担となり、県内6地区に分けて検討されております。当町は、西北地区構成市町村が五所川原市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、津軽広域水道企業団西北事業部が西北地区の一員となっております。

西北地区としては、これまでの間、災害対策関連として災害発生時の対応の平準化と円滑化の向上を目的に資機材の情報共有やマニュアルの検討、合同訓練を実施しております。また、水道技術等確保関連では、水道技術の継承と業務効率性向上を図るため、合同の研修会を開催しております。

現在の検討課題としては、水質維持関連として水質関係業務の包括的委託による経費の軽減や検査基準の統一化を検討しております。今後は、西北地区における水道事業の経営統合の効果や施設の統廃合、

料金体系の適正化などを将来負担軽減に向け、検討を続けることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして成田議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 通告に従い3点について質問させていただきます。

まず初めに、少子高齢化においては、国立社会保障人口問題研究所の推計によると、2050年過ぎに日本の人口は1億人を下回る、これは30年間で東京と大阪、北海道を合計した人口が消えるという人口減少時代が始まっております。また、一方では、80歳以上の人が1,000万人を超えました。これまで経験したことのない高齢化社会が到来します。

当町でも例外ではありません。中泊町27年度国勢調査では、平均年齢54.29歳で人口増減率マイナス12.21%となっております。人口減は、歳入に大きく影響します。少子化対策は、取り組んですぐ効果が出るものではないと言われておりますが、早目に取り組むことに超したことはありません。子育て政策などで若い人をどれだけ引きとめられるかが鍵であります。子供から高齢者まで安心して生きがいを持って暮らし、誰もが訪れたい、住み続けたいまちづくりにすることは、どこの自治体も掲げているところです。それをどこよりも早く実行することが町民の願いであります。

そこで1点目は、少子化対策についてであります。国では、幼児教育、保育の無償化が本年10月よりスタートします。中泊町では、他市町村よりいち早く少子化対策として保育料無料、18歳まで医療費無料と画期的な政策をしており、若い夫婦には、大変喜ばれておりました。他自治体からも移住しているという状態ではありますが、まだまだ少子化対策としては満足なものではなく、妊娠、出産、育児に安心できるようでなければ、真の少子化対策と直結しているとは思えないと思うのです。中泊町でも、子育て支援として妊婦及び幼児の保護者を対象に育児や健康に関する育児セミナーや親子教室とか、取り組

みを行っているようですが、その状況と効果のほどはいかがでしょうかお聞かせ願います。

2点目は、高齢化対策についてであります。その一つとして、買い物弱者対策であります。買い物弱者は、食糧品などを買える店舗まで500メートル以上、かつ自動車を利用できない人です。買い物弱者対策の三本柱は、1として、身近な場所に店をつくる。2として、家まで商品を届ける。3として、家から出かけやすくする。その3つであります。

現在高齢者のひとり暮らしが非常に多くなり、買い物弱者がふえており、青森県全体も問題となっております。65歳以上の買い物弱者の割合は、青森県は28年6月の農水省調査によると33.8%で、全国2位です。中泊町では、県が推進する青森県型地域共生社会の実現に向けたモデル事業として買い物弱者支援や高齢者の見守りサービスをセットにした実証実験ピュアの宅配サービスとかスタートさせたようですが、その実態、町民の周知度、効果のほどはいかがでしょうか。

また、小泊の住民からは、小泊農協店が閉店したため、大変買い物に不便を感じており、行政連絡バスがスーパーベルにはとまって買い物はできるけれども、時間が足りない、そしてぜひともマエダ店前にもとめていただきたいとの強い要望があります。また、ピュアの宅配サービスは、中里、武田、内潟地区のみで小泊地区にはありません。その点も含めて町のお考えをお聞かせ願います。

高齢者対策、2つ目として、運転免許の自主返納による支援策についてです。独居高齢者は、免許返納により日常生活に不便を来し、とても不安だということです。そこでほかの自治体では、交通の優待などがあります。青森市では、5,000円相当の優待券を支援し、岩手県では指定のタクシー業者の運賃10%引きとか、また加点の割引などなど、いろんな施策をしていますが、当町のお考えをお聞かせ願います。

3点目は、納税貯蓄組合に対する補助金についてです。税金を納めることは、国民の三大義務の一つです。福浦納税組合の補助金は、今まで46万円から11万円に引き下げられ、大幅に減額変更となったため存続が困難になり、惜しみながら解散の方向に向か

っています。この貯蓄組合は、組合の親睦の場であり、今に言う見守り隊に匹敵する地域のつながりを持った歴史のある組合でした。そこで今後補助金の見直しはないものなのか。それに関連して町税の徴収率を見てみると2017年度、中泊町の町税の徴収率は83%で滞納額は1億6,300万円と県内で下位にとどまっています。私は、町内の組合が解散し、減少した場合、徴収に影響があると危惧されますが、取り組みに自信があるかどうかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 塚本議員ご質問の3点というか、4点というか、中で納税貯蓄組合の関係について私のほうからお答えをさせていただきます。

納税貯蓄組合の補助金でございますが、納税貯蓄組合法という法律がございまして、こちらで定められた中身は、事務費を上回って交付してはいけないということになっているわけでありまして。組合員と他の納税者の不公平感があること、義務である納税に対して多額の補助金を支出することが妥当なのかどうかという問題などから見直しを行わせていただいたものであります。法律に違反してまで補助金を出すことはできないということでございます。この見直しによりまして、補助金は納税貯蓄組合法に基づいた事務経費に対してのみ交付されることとなりまして、合法のものになったと。

これまで補助金の算定根拠といたしておりました町税の納付額に定率を乗じる算定方法、これが間違っておったわけですが、1世帯当たり3,000円を乗ずる算定方法に改正をさせていただいたと。これを上限として必要経費を見て補助をさせていただくという形にしたものでございます。今後も納税貯蓄組合法に基づく事務経費に対して補助するということには変わりはありませんが、事務経費の内容や使用状況等を確認をさせていただきまして、また私どものほうの財政状況等を勘案しながら適正な補助金交付を行うため、適時見直しを行ってまいり所存でございます。

さて、納税貯蓄組合、今、議員のほうからお話があったわけござ



いますが、その活動において納税意識の普及や町税の期限内納付に大きく貢献してまいったのは、これは言を待たないところであります。また、一面では議員ご指摘のとおり、町会、自治会などと一体となり、地域コミュニティの場として助け合いや親睦を図るなど、こちらのほうでも大きな役割を果たしてきていたと、これも私も承知しておるところでございます。

この補助金が、その地域コミュニティの活動の原資となっていたこともございます。これは、私も認めるところであります。本来そのような使い方は、この納税貯蓄組合の補助金という形ではできないことになっているわけございまして、納税貯蓄組合の中では、今までその組合が担ってきた地域コミュニティの活動に影響が出るのではと、議員おっしゃるとおりの指摘があるのも存じております。地域の人口減少や高齢化が進む中で、地域コミュニティの振興を図るため、自治会などの互助組織が果たす役割は、さまざまな地域の生活の中で極めて大きいものと認識をいたしております。町としても納税貯蓄組合が担ってきた地域コミュニティ活動にかわる互助組織の設立、要は町内会、そういうものや、その活動などに対してご相談をお受けするとともに、積極的に支援させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、組合が減少した場合、町の税徴収のほうでございますが、こちらのほうに影響しないのかについてお答えをさせていただきます。当初、我々も納税貯蓄組合の補助金を見直すと、徴収率が下がるのではないかなというふうな懸念をしておったわけでございますが、この組合の数が補助金の見直し前は52組合あったわけでございます。補助金の見直しをさせていただいて、直接その影響であるものも、それ以外に役員が高齢化していることから、解散もしくは合併という道を選んだ組合もございまして、今年度は39組合となっております。前年度と比べますと13組合が減少したということになってございます。

町では、納税貯蓄組合の協力も得ながら、新たな納税方法として口座振替、これ今までもあったわけでございますが、これを進めさせていただくとともに、町税の納付環境を向上させるために今年度は、従来の納付場所に加えて郵便局での納付も可能とさせていただいたほか、

納付の方法につきましても、今はやりのコンビニでの収納ですとか、ヤフーアプリというスマホのアプリでございしますが、こちらのほうでの収納を導入をさせていただいたところであります。

来年度は、これに加えて、ラインペイという新しい支払いの方法もございまして、こちらスマホ収納でございしますが、こちらを追加して、さらなる納税される方々の利便を図ってまいりたいと考えてございます。

さて、税徴収の状況でございますけれども、先ほど未納額が1億三千数百万円というふうなお話があったわけでございますが、1月末現在の収納率で前年同期と比較をさせていただきますと、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の全ての町税において前年を上回っております。いわゆる納税によりご協力いただいているということが言えると思っておりますが、このことから組合の減少はございましたものの、収納率を見る限り、税徴収に悪いほうの影響は出ていないというふうに考えております。町としても、より一層の収納率向上を図るため、口座振替納税の推進ですとか、先ほど申し上げましたスマホ等を活用したお支払いができるような納付環境の整備に一層努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 葛西総合戦略課長。

（総合戦略課長 葛西成芳君登壇）

○総合戦略課長（葛西成芳君） 私から議員ご質問の買い物弱者に対する地域拠点連絡バスをマエダにも停車できるようなバス路線の柔軟な対応の要望と、高齢者の運転免許自主返納に対しての支援についてお答えします。

1点目の買い物弱者についてですが、農協が小泊から撤退したことで小泊の農協ストアが閉店したことから、地域の住民にとっては、大変不便な思いをされていると感じております。地域拠点連絡バスをマエダストア前に停車できないかというご要望ですが、この連絡バスは、飛び地の町村合併の不都合を解消するため地域の拠点を結ぶ町民の足として平成17年7月に運行を開始したものであり、路線の変更の際しましては、初めに運行事業者、公安委員会、道路管理者などの関係団体との事前調整を行い、その結果を中泊町地域公共交通会議に諮り、

そこで承認された結果をもとに東北運輸局への許可申請を行うことが必要になります。現路線は、役場庁舎移転に伴う住民からの要望を受け、昨年（平成30年）4月より旧道の町なかを通るルート、町道354号線に変更した経緯があります。以上のことから、すぐルートを変更することは、現状では難しい状況にあると考えております。

超高齢化、人口減少時代に突入し、当町地域における共生社会実現に向け、現停留所の見直しや利用状況、利便性、費用面などを考慮し、公共交通の全体的なあり方を検討させていただきたいと考えております。

次に、2点目の高齢者の運転免許自主返納に対する支援についてですが、五所川原警察署管内で自主返納者は、平成29年で229人、平成30年で236人と、今後ますます高齢化が進む中、ふえてくるものと思われまゝです。近年高齢ドライバーによる交通事故が相次いでいることから、平成29年3月からは、道路交通法が改正され、75歳以上のドライバーの認知機能チェックが強化されております。こうした状況から運転免許の自主返納者に対する支援制度について、青森県警では支援に協賛する企業、自治体を募集して、バスやタクシー料金の割引、ホテル宿泊代や買い物時の商品割引など、免許返納者に支援する環境づくりを進めております。

こうした支援制度は、免許返納のきっかけとしては有効であると考えておりますが、免許返納後の生活の足をどう確保していくかが重要であると考えております。高齢化やひとり暮らし世帯の増加など、交通弱者、買い物弱者と呼ばれる方々の対策がこれからさらに重要性を増してくるものと承知しております。

その対策の一つとして、現在中里地域で実施しているピュア宅配見守り号、これに対しましては、現在登録会員が33名で利用者の一日平均が3名となっており、まだまだ利用者は少ないのですが、来年度からは、折戸、下前地区への対象地区の拡大や住民からの要望が多い移動販売の実施に向けて協議を進めている状況です。

今後広域での公共交通再編も含め、住民、交通事業者、行政などで協議を進め、免許返納者も含めた高齢者全体の対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 太田町民課長。

(町民課長 太田忠義君登壇)

○町民課長(太田忠義君) おはようございます。塚本議員ご質問の妊娠、出産、育児に対してのきめ細かい支援策に対してお答えいたします。

まず妊娠時における支援策としまして、妊娠届け時に、今後どのような不安が考えられるかを聞き取りし、その内容により保健師で対応できるものは対応し、医療機関と連携が必要と思われる場合は、その都度連携し、妊娠時の不安を解消するように努めております。出産時につきましては、出産が近づいたころにアンケートを送付し、出産後、育児や生活に不安があると記入した妊婦には、電話相談や直接面談するなどして、不安解消に努めております。出産後には、全ての乳児を訪問し、母親への産後鬱のスクリーニング調査を実施し、産後鬱が疑われる妊婦へは複数回訪問するなどして対応しております。

また、里帰りをし、出産する妊婦の方もおられますので、里帰りをしている市区町村に保健師等による訪問等の依頼をしております。また、自宅に帰られた際には、必ず訪問を行っております。

育児につきましては、乳児健診、1歳6カ月、2歳6カ月、3歳児健診時において、育児についての悩み事、困り事がないかをお聞きし、対応しております。

妊娠、出産、育児に対する悩み事、困り事には、電話や来庁時、また訪問依頼などによる相談にいつでも対応をしております。

○議長(長利 司君) 藤田福祉課長。

(福祉課長 藤田順悦君登壇)

○福祉課長(藤田順悦君) おはようございます。塚本議員ご質問の少子化対策について、私のほうからは子育て支援制度の取り組みの進捗状況、効果についてお答えいたします。

議員ご質問のとおり、当町におきましては、平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援制度に合わせ、町立保育所の完全民営化と保育所、幼稚園の認定こども園への転換を図りました。そして、その際、保育料の無料化と中学校卒業までの子どもの医療費の無料化を実施し、最近ではさらに医療費の高校生の卒業までの無料化とインフルエンザの予防接種、こちらのほうも無料といたしました。先ほど議員が仰せられたとおり、子育て世代からは大変助かっているとの声も聞いているところでございます。

そして、子育て支援制度に対する取り組みについてですが、かつては子育て支援対策といたしまして、子育てメイトが各地に地域に配置され、各家庭を訪問し、子育てのためのさまざまなアドバイスや情報提供を行っていた時期もございました。そして、現在においては、それは中里地域、小泊地域にそれぞれ設置しております子育て支援センターに転換されまして、先ほどのセミナーや妊婦さんや母親の不安や悩みなどの相談、そして子育て支援についてより包括的なサポートをしているところでございます。

また、中泊町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、子育て支援の事業展開を現在行っており、先ほどの保育料、医療費の無料化や子育て支援センターの設置等、ある程度は計画どおりに進んでおりまして、子育て世代の転入等、その効果は徐々にあらわれているところであります。

一方、まだまだ子育て支援のさまざまなニーズがあることは十分承知しております。こうした状況を踏まえまして、2020年度から次の子ども・子育て支援事業計画策定に向け、昨年11月に0歳から小学校6年生までの保護者に対しまして、子育て支援に関する地域のニーズ調査を実施しております。調査結果をできるだけ計画に反映させていきたいと思っております。

その中には、これまでの施策の充実のみならず新たなニーズとしまして、休日保育や病児保育事業の実施や学童保育の充実、虐待、いじめ等への問題の取り組みなど、さらなる質の高い教育、保育、子育て支援事業の充実を目指した少子化対策の新たな施策を盛り込んでいきたいと思っております。

また、今後子どもと、その家庭及び妊婦等を対象としました相談援助を主に行う妊娠期から子供、家庭等に関する相談全般に応じる子供、家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置も視野に入れながら、さらなる子育て支援を拡充していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） まずは、納税貯蓄組合補助金について町長の所見を承りました。なかなか前向きな行動的だなと思いましたので、ぜひとも

これからも徴収率を上げることに期待を申し上げます。

次に、子育て支援についてであります。少子化対策は、前から手がけなければいけない問題であり、早期に対応しなければいけないと思います。当町でも、今お話を聞きまして、いろいろなお考えのご様子で期待を申し上げます。しかしながら、岡山県奈義町では、人口約6,000人の小さな町が幅広い施策で平成28年合計特殊出生率を2.81に上げ、身を切る改革で少子化対策の費用を捻出して、全国トップ水準まで上げたそうでございます。どうぞ地域のつながりで安心して妊娠、出産、子育てできる地域づくりが非常に大切だと思います。学童保育は、かなり充実して、大変皆さんに喜ばれております。ただ就学前の児童については、もっと手厚い支援がほしいとのことでございます。今は、核家族が多く、以前のように姑の知恵とか、また近所の人との交わりが余り少なくなっているために子育てにストレスや児童虐待、ネグレクトが非常に多くなっていると思うのです。最近児童虐待が非常に多く胸が痛みます。そのための相談支援や預かり型支援、訪問型支援とかがあるようで、以前はただいま聞いたように、非常に頑張っているご様子ではございますが、今聞きましたが、私も記憶にあります。地域の人たちを交えて、子育てメイトがあったようです。とても一時評判よかったです。これは職員だけではなく、地域のつながりとして60歳、65歳で定年して、まだまだ働ける方々が、そういう人の知恵や支援を借りて動くことも非常に大切なのではないかなと思うのです。

また、日曜、祭日、連休などの日に共働きの若夫婦が仕事のときに預かってほしい、そんな声が非常に多いのでございます。そういう支援センターがあれば大変助かると、そうおっしゃっております。ことし連休、4月27日から5月6日まで皇位継承に伴い10連休となります。保護者からは悲鳴が上がっております。

つい最近10連休のために支援をすることができるならば、補助を出しましょう、前向きに考えましょうと最近報道されました。ぜひともこういうのを利用してきめ細かい柔軟的な運用をどこの自治体よりもいち早くして、産み、育てられるいい町だなと、そういうふうにしてもらいたいなど、そう思っております。

次に、高齢者対策として、住民の利便性確保のために、そして買い

物弱者のために先ほど伺いました行政連絡、30年に変えたということなのですが、もうちょっと前向きに考えていただきたいなど、これからももうちょっと考えていただければ、また住民の声を受け入れていただきたいなど、そう思います。

また、運転免許返納に対しても優待をぜひとも早くしてほしいものだ。それによって自主返納があれば、高齢者の交通事故防止につながると思うのです。先ほどもおっしゃったけれども、国でもやはり自主返納を奨励しているのでございます。高齢者がほかのどこの地よりもこの市町村に住んで本当に安心、安全に暮らせる町だと思えるようにしたいと、そう思うわけでございます。

町長は、年頭のご挨拶で風力発電や大地の恵みと海の幸をキャッチフレーズとして漁業、農業の1次産業でしっかり食べていけるように、また安心して楽しく暮らせる町を目指す、この町に精魂込めて頑張るのだという、あの力強い言葉に私は感動し、打たれました。まさしく私たち議員も、その目的、小規模なこの議会、与党、野党関係なく、大きな豊かな気持ちで是々非々とお互いに胸襟を開き、切磋琢磨して一丸となってこの町を他の自治体からうらやましがられるようきらりと光る町にするのが私たちの第一の目的だと思うのであります。

私は、4年間一般町民として中泊町、ほかの市町村も見てまいりました。そしたら中泊町には立派な人格者や有識者が大勢いらっしゃいます。その人たちに批判を受けないように、しっかりと心して頑張らなければいけないなと思いました。託された期間、一期一会を銘として頑張る所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

きょうは、ご丁寧なご答弁ありがとうございました。これで終わります。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了しました。

続きまして、6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長の許可がありましたので、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

1点目は、行財政改革についてであります。早いもので旧中里町と旧小泊村が心一つに希望の町を掲げ、飛び地合併してから14年ほど

経過しております。その中で心の距離感は大分近くなったわけであり  
ますが、現実問題として、時間的距離感は、いまだ短縮されていない  
のが実情であります。そういった中で、小泊地域住民の利便性を図る  
ためにも、小泊総合支所のありようを改めて、インターネットなどを  
活用して、テレビ電話的なものを配置して、住民の多様な要望に応ず  
るべきと思うが、町当局はどのように考えているのか、まずお伺い  
いたします。

続いて、2点目についてであります。観光振興対策について、よく  
町長は、観光は光を見ると申しております、観光と文化についてち  
よっとお伺いしたいと思えます。当町にも多くの観光客が津軽鉄道  
を利用して訪れるようになりました。観光客への案内は、どのようにな  
っているのか。駅前には案内板がありますが、総合窓口はどこなのか、  
駅ナカなのか、役場庁舎、水産商工観光課なのか。また、どのような  
連携をとっているのか、駅ナカとは。その点もお伺いいたします。

また、我が町といたしましても、旧中里町時代なのですけれども、平  
成4年に五林神社の五輪塔が町指定の文化財になる第1号でありまし  
た。それが小泊と合併いたしまして、文化財がこの間の宮越家の庭園  
を指定して広報等には45号と出ておりますが、何か1つ消却、県の  
文化財に指定されて、町の指定文化財から抜けたところがあるとい  
うことで、今回指定されましたのは44号というような、数えるま  
でになったわけでありましたが、この文化財を町民や観光客にどの  
ように見ってもらう計画があるのか。

よく私も駅が近いもので駅前に行くのですけれども、観光客などが  
駅からおりても、何かどこへ行けばいいのかなというような感じで、  
言葉が適切ではありませんが、うろちよろと云えば何なのですけれ  
ども、戸惑っているような感じを受けますので、2次交通的な利便性  
を考えているのか。

そして、濱館町長は、今定例会提出議案、提案理由説明の中で地域  
資源を発掘、活用しながら地域経済の活性化を図ると説明してあり  
ます。また、一般会計予算の説明の中では、尾別地区宮越家の文化財  
保護に向けた取り組みを進めると申しておりますが、どのように展開  
していく方針かお伺いいたします。

これは、要望的になるのですけれども、当町は非常に相撲の盛んな



町でありまして、相撲文化についても触れておきますが、古くは今泉地区の源氏山を初め、高根山金四郎また深郷田の津軽國、武田地区の出羽の花、そして小泊の太田山、そして現在は宝富士、阿武咲と、青森県も相撲王国なのですが、県下の中においても、結構相撲も盛んな地域でありますので、もしできるものであれば、それも観光の一助にできないかと、そういった場合には、パルナスの一角にコーナーを設けていただいて、何とかいろんなところに分散しているものを1カ所にまとめて展示できるような形にしてもらえればという、これは要望でございます。

以上、2点についてお伺いしましたので、答弁の内容によっては再質問でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 荒関議員からいろいろご質問をちょうだいいたしました。その中でも観光振興について大きくりにしたものを私のほうから、あと観光案内とか、詳細の部分につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

我が町、荒関議員ご承知のとおり平成29年11月に策定をさせていただきました第2次長期総合計画、第1期が平成29年度から31年度、実施計画に基づきまして、「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち 中泊」と、こういう将来像を目指してまちづくりを推進しているわけでございます。私が申し上げております大地の恵み、海の幸を使って観光でもしっかりと稼げるような町をつくっていくというのは、これをベースにしてお話をしているわけでございますが、観光分野につきましては、地域の魅力を生かし、交流を深める町ということをテーマとしてさまざまな事業を展開しているところであります。

その中でも今重点的に取組んでおりますのは、津軽海峡メバルによる水産観光の創生でありまして、私もメバルの帽子をかぶっているいろんなところでPRをさせていただいているわけでございますが、これ町特有の観光資源として津軽海峡メバルという地域商標をいただきましたウスメバル、これに着目をした事業推進によりまして、中泊メバル

の刺身と煮つけ膳 2015年7月3日に発売開始をしたわけでございますが、6万4,000食を超える販売になってございます。もちろんこの経済効果というのも相当なものでございます。今4億円に近づいている状況であります。メバルの町中泊と、中泊といえばメバル、メバルといえば中泊という認知度も大分広がってきておりまして、遠方から中泊のメバル膳を食べるためにお越しいただく方々もふえておるようでございます。この波及効果というのは、非常に大きなものであるというふうに理解をしております。

その一方で議員おっしゃるとおり、町の文化財等に着目した誘客促進といった面では、まだまだ他の地域におくれをとっていると言わざるを得ないのかなと、私自身も思っております。先般議員ご指摘の町の広報紙において紹介されました宮越家の離れと庭園、これが文化財として指定をさせていただいたわけでございますが、12月20日でございます。せっかくこういうものがあるので、これを何とかして多くの方に見ていただく、遠くから見に来ていただく価値もあると私自身は思っております。

と申しますのも、テレビ放送で美の巨人たちという全国放送の番組があったのでございますが、こちらのほうに一度紹介されたことがございまして、このテレビで紹介された後に、町のほう、それから宮越家のほうに直接見せてくれ、見たいのだけれどもという問い合わせが大分あったやに聞いてございます。ただいかにせん一般の住家なものですから、なかなか見に来るお客様に対しての対応というのは難しいということでお断りをしてきたという話を私も町長に就任してから、外部の人間からお聞きをしまして、何とか一般の方々にも見ていただけるような体制をつくりたいということで、とりあえず町が文化財として指定するところまでは、今今年の12月20日で、まいったわけであります。

それを受けまして、今年度何とか町の文化財からもう一歩次のステップとして県の文化財、国の文化財というような形の指定をいただくための取り組みを必要な手続を進めてまいりたいということで今定例会に所要の予算を計上し、ご審議をお願いしているところであります。

詳細につきましては、後ほど担当課長より説明をいたさせますが、私はこの文化財を全国に発信していきたいと。それで他の市町村と比

べれば何なのでございますが、負けなぐらいの町にして、よそからたくさんの方々がおいでいただき、経済効果を高めていくような町の観光資源の目玉、柱として位置づけてまいりたいというふうな期待をしておるところでございます。

したがいまして、近い将来このことが実現をいたしますれば、他の文化財や先生が今おっしゃっておいりました相撲につきましても、私も以前の県庁時代の知り合いから、中泊相撲、今平幕力士2人、県出身力士がおるわけでございますが、この2人とも町の出身者であると。この利点を生かさない点はないのではないかと、何とか相撲という視点でもってまちおこしをしてもらえないものかという話を報道関係の仕事をしている知り合いからも言われております。少しではありますけれども、今隣の博物館、パルナスの博物館の中には、ちょっとスペースがとれなくて、博物館を出てパルナスの事務室があるところの前に阿武咲の記念の品を今展示をさせていただいております。昨年敢闘賞をもらったときのやつと、それからトーナメントで優勝したときの大杯を今飾らせていただいております。そのほかにも先ほどお話のあった出羽の花ですとか、さまざまな相撲で活躍をされた方々がおりますので、相撲博物館のようなものも将来的につくれれば、これは福島町には、千代の富士を中心とした相撲博物館があるわけでありましたが、そういう形のものを我が町だったらつくれるのではないかなと。

それもまた、観光の一つのコンテンツとして磨き上げをしていければいいのかなと。その上でさまざまな文化財、そのほかに自然、景観、食、そういうものを組み合わせながら、今現在点をぽつぽつと見つけているわけでございますが、この点を一つ見つけて磨いて、観光資源として耐え得るものにする。その後、その点と点を線で結ぶと。そして町を訪れる観光客の皆さんに楽しんでいただける。また、この津軽一帯を線で結ぶことによって津軽一帯の広域観光の中の中泊としての位置づけも目指しながら取り組んでまいりたいなというふうな考えております。

そのためにも今後は、町内、町の中の町内も役場の中の庁内も含めて横断的連携の強化を図りながらしっかりと一步一步着実に準備を進めてまいりたいというふうな考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 葛西総合戦略課長。

（総合戦略課長 葛西成芳君登壇）

○総合戦略課長（葛西成芳君） 私から荒関議員ご質問の観光振興対策の中で交通アクセスについてお答えします。

中泊町の公共交通は、津軽鉄道とバス4路線がございます。この中で地域拠点連絡バスや武田中高線バスは、地域住民の生活の足として利便性を優先しており、これまでも住民からの要望を考慮し、運行路線や運行時間の変更などに対応してまいりました。これらのことから現状の交通体系では、一日の運行本数も少なく、観光客を対象とした観光施設等を周遊できるような交通アクセスには至っておりません。また、地元タクシー会社では、通常の乗車で観光施設を回るのであれば問題ないものの、コースを決め、周遊するような乗り合いタクシーにするには、国土交通省の新たな許可を取得することや車両の調整など、運行を実施するまでの準備が必要とのことであり、条件が整えば前向きに検討したいとのことでありました。

町長が答弁申し上げたとおり、文化財等を含めた観光資源を教育委員会、水産商工観光課など協議を重ね、新たな観光資源の発掘や現状の資源を整理して、その地点を線で結べるような交通アクセスを考えていきたいと思っております。

今後宮越家離れと庭園が国登録または指定を受け、県内外から多数の観光客が訪れるようになった際には、全体的な公共交通の見直しやニーズに合った移動手段を交通関係機関との連携を図り、観光振興につなげるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長利 司君） 越野水産商工観光課長。

（水産商工観光課長 越野進一君登壇）

○水産商工観光課長（越野進一君） 私からは、観光振興に関する当課の取組についてご説明申し上げます。

先ほど町長が答弁申し上げましたが、当課では、水産と観光の連携により、メバルで町おこしを念頭に事業を展開しているところであります。誘客対策といたしましては、中泊メバルの刺身と煮つけ膳を柱に食べる、見る、情報をまとめた観光パンフレットを作成し、県内の空港や駅、アスパム等の観光関連施設に常備する体制を整えるととも

に、トップセールスや小中学生の修学旅行時のPR活動、各種イベントにおいて積極的に配布するなど、県内外に町の情報を発信する活動を展開してきたところでございます。

観光の総合窓口につきましては、これまで当課で担ってまいりましたが、今後の課題といたしましては、祝祭日に対応した観光案内所を駅ナカにぎわい空間、それからピュアに隣接する農村活性化施設、これらに常設できないものか検討してまいりたいと考えております。

また、駅ナカとの連携につきましては、現在駅ナカにぎわい空間の活用方法について、こちらについて組織の再構築、ルールの明確化を図るため、当該実行委員会と協議を進めております。津軽鉄道の利用者等に対応した環境づくりを検討しております。現在は、町ホームページに中泊メバル膳提供店へのアクセス情報を掲載していくほか、観光情報の充実を図っているところでございます。

今後は、議員おっしゃるとおり、観光と文化という側面からも文化財等を含めた観光資源の掘り起こし、これらを教育委員会や博物館、総合戦略課、関係機関との連携を強化しながら周遊、散策コースを検討していきたい、観光による交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 山中社会教育課長。

（社会教育課長 山中哲哉君登壇）

○社会教育課長（山中哲哉君） おはようございます。私のほうからは、文化財を観光資源とする取組についてお答えいたします。

中泊町の文化財は、現在有形、無形と合わせ44件指定されております。これらは全て文化、歴史価値の高いものであり、保護ばかりではなく、観光資源として活用できないか検討を進めております。

その中でも先般広報に掲載された宮越家離れ、宮越家庭園は、今後の町の文化、歴史をひもとく上でも非常に重要なものであるとともに、観光資源としての価値も高いと考えております。この宮越家離れには、我が国のステンドグラスの先駆者小川三知製作の作品で当時の流行デザインを意識しながら植物、山水など和の意匠を巧みに取り入れたステンドグラス十三湖を題材にし、光の強弱で湖面のさざ波が朝、夕表現を変える円窓、庭園の借景と一体化し、四季折々に表現を変えるも

の、ヒノキの風呂場の柳の枝にカワセミをとまらせたもの、以上3点がおさめられております。いずれの作品も小川三知が製作したものの  
中では、最高傑作と評価されているものであります。

これら作品については、9代目当主正治氏、現当主の曾祖父が夫人イハ氏（イワ氏）の誕生日に贈り物として大正9年に建築した離れにおさめられているため、現12代目当主に至るまで文化財に指定されることもなく、未公開のままございました。しかしながら、このステンドグラスがおさめられている離れは、建具や調度は贅が凝らされており、離れを囲む庭園は、大正時代としては県内最大クラス、大石武学流庭園、大正時代の枯山水庭園、池泉回遊式庭園の3種類の庭園が確認されております。また、この敷地内には、すぐれた彫刻が施された覆堂の中に達磨像が安置されるなど、非常に文化的価値があることなどから、昨年より宮越家の方々と協議を進めてまいり、この宮越家離れを町有形文化財（建造物）、宮越家庭園を町記念物（名勝）に指定させていただきました。

これらの文化財に関しては、今後のまちづくりの重要な資源であり、町の観光資源の柱となり得るものとし、インバウンドを含めた当町への誘客対策として活用したいと考えております。

そのため、今定例会に上程しております平成31年度当初予算において国登録または指定文化財を目指すため、有識者からなる保存管理計画の策定委員会の設置及び各種調査、町内外への情報の発信を目的としたフォーラムの開催経費を計上いたしております。

国登録等の認可後は、補助金等を活用し、各種整備をした上で最終的には一般公開を目指したいと考えております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 成田総務課長。

（総務課長 成田勝輝君登壇）

○総務課長（成田勝輝君） 荒関議員の行財政改革についてのご質問にお答えいたします。

小泊支所にインターネットを活用し、テレビ電話的なものを配置して、地域住民の利便性を図るべきではないかとお尋ねでございました。荒関議員ご存じのとおり、平成18年3月に住民サービスの向上を図ることを目的に、国の補助事業を活用し、町独自の通信環境を構

築した中泊町地域イントラネット基盤整備事業を実施してまいります。この事業は、本庁から支所間及び公共施設を光ファイバーによる高速回線で接続しまして、議会中継、行政情報の提供、電子窓口行政相談、防災情報の提供などのシステムを導入しまして、多様化する住民のニーズに対応できる環境を構築してきたところでございます。

その事業の中の電子窓口行政相談において、テレビ電話を実施した経緯がございます。事業内容といたしましては、本町の窓口、総務課、町民課、福祉課、税務課と、小泊支所にカメラ付の専用端末、これを設置しまして、住民と職員、職員間同士の相談、照会等をお互い画面を見ながら直接できる行政サービスであります。

この事業に期待された効果は、荒関議員ご質問の要旨にあります小泊地域の住民の利便性を図るためでございました。支所へ来庁された住民が本庁へ出向かなくても相談したい課を呼び出して、画面を見ながら納税相談とか、苦情などの各種行政相談ができることなどを期待して事業を開始してございます。

しかし、平成18年から22年度までの5年間の利用実績を申し上げますと、小泊支所が実際利用した件数、これは平成18年度が40件、平成19年度が44件、平成20年度が40件、平成21年度と平成22年度は利用実績が不明という状況でございました。その利用の大部分が職員間によるモニターテスト、いわゆる支所の職員がモニターにスイッチを入れる、本町の職員がモニターにスイッチを入れて、そのつながっているかどうかの確認もこの利用実績に含まれておりませんので、住民が直接利用したものはほとんどなかったというふうな状況でございました。その原因につきましては、電話相談で十分だったということ、それから匿名での相談が行えないことなどでございました。5年間利用した後、パソコンの契約更新時となった平成23年3月に合わせて廃止したところでございます。

近年の情報通信技術の急速な発展を踏まえ、よりよい住民サービスの提供を目指した取組を今後進めるとともに、支所の窓口対応の向上、本庁との連携強化、職員の意識改革、それなどに取り組みながら時間的距離を少なくするべき利便性の向上に努めていきたいと考えております。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 行財政改革について、県内に先駆けて光ファイバー、18年3月にやったのが、いわゆる職員間だけの利用みたいな感じで住民によく伝わっていなかったから利用がなかったのではないですか。そこは、もう一度答弁願います。

あと23年に廃止したと。その後決して地域住民から何も文句もなくうまくいっているのだというふうなお考えでしょうが、そうではなくて、地域住民が本庁まで来られない事情の方もございます。そういったときに、どういう職員が対応していたかといいますと、わかった、聞いておきます。あとあした返事しますという、そういう対応の仕方が大分多かったように私は聞いております。そこはどういう、認識の違いがあるとは思いますが、もっとやっぱりせつかく町でも金をかけていいものを入れたのに、なぜそれが利用できないのか、私はそこに疑問を感じるのです。そこをもう一度再答弁願います。

あと観光振興対策についてであります。非常に前向きなご答弁でありますけれども、まだまだこれから協議しなければならないことはたくさんあると思います。文化財、町指定のものは44なのですけれども、町指定からアップしまして、県の重要文化財、また県の史跡、また県の有形民俗文化財、また国の登録文化財までなっているものもございます。こういう私は、文化というのは、言葉であらわすと、大変私、学ないものなので何なのですけれども、やっぱりみんな暮らした後の、食べた後なのだと思うのです。暮らしに一生懸命であれば、どうしても文化は育ちません。やっぱり経済的なゆとりのあるところに多少なり文化というものは生まれるのではないかなというふうにご考えておりますので、これからも文化を大切にしていくなめには、やっぱり経済も伴っていかないと、なかなか地域も発展していかないのではないかと、私はそういうふうにご考えております。

ですから、この44、それに合わせて県指定の文化財3つと国登録文化財1つ、これをうまく本当に点と線で結んでいただけるようによくよく庁内で、いわゆる役場の中で各課が連携しながらうまいものを提案していただければ、私たちも幸いと思っておりますので、いま一度そこら辺答弁願えればと思います。

○議長（長利 司君） 成田総務課長。



○総務課長（成田勝輝君） 荒関議員の平成18年度に設置してテレビ電話、周知がなっていなかったのではないかというふうなお尋ねでございますけれども、平成18年3月3日に運用開始になって、平成18年の3月号の広報に2面にわたって周知はしてございます。支所の窓口を訪れた方にもこういうシステムが導入になったのでというふうなことで進めて周知を図ってきているわけなのですけれども、電話でいいじゃというふうなこと。それから、高齢者の方については、その電子機器に対するちょっとした違和感があったような形で利用されていなかったというふうなことでございます。

それから、窓口に来た住民、いろいろ職員に対する不満というふうなことがあるわけですね。不満やら不快、不便なこと、そういうふうなことに対応するに当たっては、住民目線に立った便利で早くてわかりやすい、そういう対応が求められるわけでございますけれども、そこは職員の接客力のコミュニケーションと申しますか、そういうふうなところの向上を図っていきながら、そこを一番基本にして職員の接客力、それで利便性の高い窓口サービス向上を図っていきたいというふうに思っています。

それから、インターネットの活用策でございますけれども、31年度において職員のパソコンが全台更新になるというふうなところ、また議員及び参与のタブレットの導入も予定しております。その中で職員によるコンピューターの推進委員会、4月になると立ち上げますので、その中でインターネットの利活用を含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 越野水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） 私からは、観光と文化というところについて、私ども水産商工観光課といたしましては、今後議員おっしゃるとおり観光と文化、文化財の掘り起こし、これを行って、先ほど町長の答弁で申し上げましたが、横断的な連携、庁内連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。それでまた、一からこの文化財につきましても、我々担当課といたしましても勉強しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 行財政改革についてであります。職員の教育を徹底しながら地域住民のサービスを充実していくということは、人口減少の中で、これから小泊の支所を総合窓口としてもっていけるのか。今の、その18年度のときと職員数、どれだけ減っていますか。それで今後職員教育をしながら総合窓口としてもずっと小泊の支所を未来永劫とは言いませんけれども、ここ10年、20年は、総合窓口としてきちっとした形で残していくのか、それともどんどん人口減少だから、飛び地だけでも、支所を運営するのが大変だから、支所を廃止の方向に持っていくのか、そこいら辺の方向づけだけお聞きしたいと思います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） これ担当課の問題というよりは、町全体の問題だと思えますので、私のほうからお話をさせていただければ。私自身は、我が町の特殊事情である飛び地合併という中里と小泊地区が合併して中泊町になっていると。非常に行政をやっていく上でいずいというか、あずましくないというか、この部分を解決するために支所という形で小泊地域住民の行政サービスというものをカバーしてきているのではないかなという理解をしております。

この理解に立てば、今議員からお話のあったことに応えたとすれば、今の状況で中泊町が進んでいくという前提に立てば、小泊支所はずっと維持していかなければいけないのだろうなと。維持をしていくにしても、窓口のありようとしてどういう窓口のありようがいいのかをその時々ニーズに応じて対策をしていかなければいけない、そう思います。

その際に、いわゆる技術的な部分として活用できるものの中に、高速通信回線である光ファイバーですとか、端末もどんどん、どんどん今進んでおります。極端な話をすると、スマートフォンを1台持っていれば、無料でテレビ電話が使える時代なのです。わざわざ光ファイバーを引かなくてもいいのです。スマホがあれば、スカイプというアプリを使えば、ただで顔を見ながら話ができる、そういう時代なものですから、そういう時代、時代に存在する最新の技術をどう我々が行政サービスの中に取り入れていくのか。その飛び地合併というあずましくない部分を解決するために最新の技術を使っていく、それをいわ

ゆるICTを利用した行政サービスの高品質化と申しますか、そういうことをやりながら小泊の支所という部分の位置づけをしっかりと小泊地域の皆さんに不都合がないような形で取り組ませていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

引き続き、9番、青山議員の質問を許可します。

青山議員。

（9番 青山雅晴君登壇）

○9番（青山雅晴君） ただいま議長より登壇を許されましたので、通告書に従い2点ほど質問いたします。質問に入る前に、5番議員と一部重複していますが、質問いたします。

まず第1点であります。中泊町ピュア宅配サービスについてであります。全国で今少子高齢化が進む中、県内40市町村でもいろいろな取組を行っています。ただ食糧品だけでなく、高齢化に対して生活用品の一部だけでも販売できないか要望いたします。

一昨年私のいところが妻をバイクの後ろに乗せて事故に遭いました。もちろん2人とも大きなけがを負い、下半身不随となりました。本人は、その後免許を自主返納してバスやタクシーで買い物しているとのこと。そのとき私に日用品のパンパースだけでも食糧品と一緒に持ってきてくれないものかとお願いされました。本人は、荷物が大きくて、とても個人で買ってくるのは大変とっておりました。年老いた弱者のために要望いたします。

2点目であります。昨年6月に質問いたしました漁礁についてであります。1月から2月上旬だと思えます。青森の国道で当町の隣市の大型トラックに積んであった大きな鉄骨製品を見かけ、後に聞いたら漁礁だとわかりました。漁礁は、100%、国と県が負担だと聞いております。当町の権現崎もヤリイカの産卵場所だと聞いております。最近そのヤリイカの産卵にメバルも卵を産みつけていると聞いております。町長は、中里地区は農業で、小泊地区は漁業でしっかり飯を食べる中泊町にしなければならないといつも聞いております。どうか中泊町は、町長の手腕にかかっているのです、私からもよろしくお願ひして質問を終わります。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 青山議員が町長をやたら盛り上げるものですから、議長がシナリオを間違っいきなり手を挙げる前に指名されてしまいましたので、青山議員の漁礁のほうの質問に私のほうからお答えをさせていただきますたいと思います。

議員おっしゃるとおり、昨年6月の定例会におきましても、この漁礁の件につきましてご質問をちょうだいし、ご報告、ご説明申し上げたところであります。漁礁の設置につきましては、本県だけではなく秋田県、山形県の3県が連携してつくらせていただいております本州日本海北部地区水産環境整備マスタープランというものに基づきまして漁場整備が進められているところであります。このマスタープランの中では、ウスメバルやヤリイカ等を対象魚種としておりまして、その魚種が産卵もしくは初期生活を行う、小さいころ暮らすという意味でございますが、浅瀬の藻場や岩床域が砂浜海岸の広がる当町の小泊、下前沿岸域では、非常に乏しいため、その環境を改善すべく産卵場や育成場の拡大を目的とした漁礁設置が計画的に進められている状況にあります。小泊のほうに行くと、港に鉄骨のかいのが置いてあると思いますけれども、これは平成26年度から30年度までの5カ年に県事業として進められた実績は、約、金額で恐縮なのですが15億1,000万円、水深10メートル付近の浅瀬には、産卵場に適した直径3メートルほどの藻場礁、円形セピア1,725基、水深40メートル付近にはメバルなどの幼魚育成場として期待されるハニカム漁礁、ハニカムとは六角形の蜂の巣のようなのをハニカム構造と言われますけれども、ハニカム漁礁6基と、テトラリーフ294基、そしてヤリイカ産卵礁として期待される間伐材が取りつけられたFP、フィッシュパラダイスリーフというお魚天国、漁礁5.00型というものが156基、また水深90メートル付近には、成魚の、大きくなった魚の住処として鋼材とコンクリートで組み立てられた高さ21メートルの貝殻高層礁、KK-21というものらしいのですが、2基が設置されておりまして、来年度、平成31年度以降も毎年2億円規模の漁礁設置が計画されているというふうに伺っております。ヤリイカ漁では、去年は平成20年の350トンに次ぐ記録的な大漁の年となったとい

うふうに伺っております。漁獲量が対前年比132%、漁にして約175トン増の308トン、漁獲高が対前年比75%、これ金額、単価が変わりますので、あれですけれども、75%で1億900万円増の2億5,300万円に上ったそうであります。成田議員の前で申し上げるのも何でございませうが、そういうことが記録として残ってございませう。

また、同様にメバル漁のほうも漁獲量が対前年比89%、約117トン増の248トン、漁獲高が対前年比41%、7,500万円増の2億5,800万円と、豊漁の年となり、こういった成果の要因としては、県が事業主体となって行ってきたヤリイカ産卵礁やウスメバルなどの沈着、保護育成を目的とした大型漁礁などの計画的な設置によるものであるというふうを考えてございませう。

この漁礁設置の財源は、国と県がそれぞれ2分の1の割合、国と県が2分の1ずつ、町の負担がないという非常にありがたいものでございませうが、当町では、水産資源保全事業として小泊、下前両漁協に補助金を交付し、国と県が設置してくれた漁礁に稚魚、メバルの稚魚、これを補助によって年間4万尾放流をさせていただいております。何か3年くらい海面のほうで何か物に隠れながら浮遊しながら3年くらいたつと下のほうにおりていくのだそうでございませうけれども、毎年4万尾放流をさせていただいていると。町といたしましては、今後も地元の両漁協と連携していくとともに、効果的な漁礁設置につきまして、計画的に推進していただくよう国、県に対し、引き続き要望してまいりたいというふうを考えてございませう。

私からは以上でございませう。

○議長（長利 司君） 葛西総合戦略課長。

（総合戦略課長 葛西成芳君登壇）

○総合戦略課長（葛西成芳君） 私から青山議員ご質問のピュア宅配便の食糧品だけでなく、生活用品等の販売もできないかというご質問にお答えします。

この見守りを兼ねた宅配事業は、地域のニーズ調査等に基づき、地域に必要なサービスについて、適切なスキームを構築する県事業の青森県型地域共生社会、地域機能強化推進モデル事業の一環として、県と町、関係機関が連携して実施しているものです。事業主体は、中泊

町農産物加工販売施設ピュアの指定管理を受けている株式会社アクトプランであり、事業実施に向け、平成30年5月から6月に中里地域において4回ほど開催した地域住民懇談会で出された意見や要望を参考に、平成30年8月から中里、武田、内潟、3地区を対象に見守りを兼ね、注文を受けた商品を配送するピュア宅配見守り号の運行を始めました。現在の事業実施状況は、平成31年1月末時点で登録会員数が33名で利用者は1日平均約3件、利用金額は1件当たり約3,000円、この中で1回の配達手数料が200円は別となっております。しかし、まだまだ利用者が少ない状況にあります。

議員ご指摘の点については、現在の商品注文状況が主に青果、惣菜、菓子類、米、日用雑貨となっており、商品カタログに載っていない商品についても、議員からの紙おむつを含め、利用者から要望があった場合、関係機関と協議して用意するよう努力しているとのことでした。

また、先ほど塚本議員への答弁でも述べましたが、来年度は、対象地域を折戸、下前地区へ拡大するほか、住民からの要望が多かった移動販売の実施に向けて協議を進めているところです。

今はまだ利用者が低迷しているこの見守りを兼ねた宅配事業ですが、今後ますます高齢化が進み、買い物弱者がふえてくることも予想され、住民が安心して暮らしていくためにもこの事業を検証し、利用者のニーズに合った適切なスキームを構築していきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

青山議員。

○9番（青山雅晴君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

ただ私ちょっと関連ではないのだけれども、きょうはせっかく選管の委員長も見えていますので、我々議員としても、やっぱり町のために、もちろん地域住民のためにいろいろ私たちも考えて質問しております。私、ちょうど4年前ですか、県知事の選挙があって2時間、選管の委員長にもご苦勞をかけて短縮させましたけれども、それと町で日本海に洋上風力、これも私千葉県銚子崎沖でそういう洋上風力というのは物すごく発電能力が地上より多いそうです。そういうところ、我々も勉強しながらあえて町長の手腕と書きましたけれども、ひとつ

我々も頑張っていて、職員の参与の方々もいろいろ頑張ってもらって、私の質問を終わります。

○議長（長利 司君） これをもちまして青山議員の質問を終了します。

8番、川山議員の質問を許可します。

川山議員。

（8番 川山光則君登壇）

○8番（川山光則君） ただいまは、議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

1点目、選挙の簡素化についてであります。今回は、選挙管理委員長、田中さん、わざわざおいでいただきましてありがとうございます。

先般13名、我々選挙で無事当選させていただきまして、本当にありがとうございました。先般の選挙の中で気がついた点がありましたので、質問させていただきます。今回初めて夜6時の締め切りということで最初びっくりしたのですけれども、終わってみたら有権者も私も大変よかったのではないかと考えております。その先駆けでつがる市が行ったようですけれども、つがる市でも結構投票率も下がらなかったということで一安心したようです。

そこでそれにつられてという、するのは変ですけれども、ことしはと思い質問しました。まず一つは、ポスターの掲示板の大変多いことです。気がついている方も多いと思いますけれども、まず通りの同じところに連なって並んであるのです。それらが大変ちょっと多いのではないかと。また、場所もずっと余り人口もないような、あれ町内に1つになっているのだから、山の奥のほうにもあったりして、私であれば、役場とか、スーパーとか、そういうところにあったほうがよいのではないかと、私の考えですけれども、そういう考えもありまして、ただこれは選挙管理委員の中の法律がいろいろあるようですので、私はそのほうは詳しくないのですけれども、ぜひ今後のためにも一度委員長、新しくなっていましたので、ぜひ考えを伺いたいなど。また法律のほうもちょっと伺っておきたいと思いましたので、質問いたしました。よろしくをお願いします。

2つ目は、教育行政について、昨年から新聞等で拝見したり、地元の皆さんの懇談会等でいろいろな意見、たたき上げがありまして、またそれらの委員会もあって、新聞等で我々見て、ああここまで進んで

いるのかと話まとまったところまでは我々伺ったのですけれども、伺ったというよりも、新聞で知った次第ですけれども、ただ今回の予算の中に小中学校の学校建設の予算、これは建設の予算ではなくて、調査の予算みたいですが、盛られたということで、ああ進むのだなとはわかりました。ただ我々新聞等でしか知っていませんし、議員各位としても、やはりちょっとこれからのことを細かく知りたいと、また住民に問われましても、聞かれても答えようがないという感じですので、ぜひここで今後の計画、そういうのをちょっと詳しく教えていただければ、また広報等にも載りますでしょうしと思ひまして質問させていただきました。

2点です。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 川山議員の質問に対する答弁を求めます。

田中選挙管理委員長。

（選挙管理委員会委員長 田中彰一君登壇）

○選挙管理委員会委員長（田中彰一君） 川山議員の選挙の簡素化についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、ポスター掲示場が多過ぎるのでは。また、設置場所も考えるべきとの質問にお答えをいたします。ポスター掲示場の総数は、公職選挙法第142条の2第2項において定められているところですが、同条第9項及び施行令第111条第1項により、投票区ごとの選挙人名簿登録者数と投票区の面積に応じて設置基準が定められており、1投票区につき5カ所以上10カ所以内に掲示することになっております。

現在中泊町では、選挙人名簿登録者数1,000人未満の投票区が10カ所となっており、面積に応じて法定されたポスター掲示場の設置数が69カ所となっております。また、1,000人以上5,000人未満の投票区が3カ所となっており、面積に応じて法定されたポスター掲示場の設置数が25カ所となります。合わせて投票区が13カ所、ポスター掲示場の94カ所に定められております。

なお、公職選挙法第144条第2項において、特別な事情がある場合には、県選挙管理委員会と協議の上、ポスター掲示場の数を減少することができるかとされておりますが、地勢、交通等の事情で設置場所の確保が困難な場合などに限られております。



一方、1月27日に行われたつがる市議会議員選挙においては、投票区が49から16に大幅に削減したことから、ポスター掲示場の数も318カ所から137カ所に減少することができたと伺っております。

議員ご指摘のとおり人口減少が続く中で投票区の数が現状どおりでいいのかという議論もあります。つがる市のように簡素化の手段として当町でも選挙区を削減することが可能かどうか、飛び地である地域の特性を考慮に入れながら投票率が低下しないよう配慮した上で選挙管理委員会としましては、7月の参議院議員通常選挙終了後に検討していきたいと考えております。

次に、設置場所についてですが、公営ポスター掲示場は、町民が候補者の情報を知る大切な機会であることから、人の往来が多いことを条件として有権者が見やすい向きなどを考慮して設置しております。昨年12月の町議会議員選挙においては、掲示板の区画枚数が多いこと、設置後に降雪があったことなどから、ポスター張りつけ作業が大変であったと伺っております。ポスター掲示場については、道路周辺環境も年々変わってまいります。ポスター張りつけ作業の安全面等について配慮しながら現場の状況を再確認し、設置場所、向き等について検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（長利 司君） 藤田総務学務課長。

（総務学務課長 藤田康久君登壇）

○総務学務課長（藤田康久君） 私からは、川山議員ご質問の教育行政についてお答えします。

小泊小中学校建設においては、小泊小中学校設置検討委員会を町が設置し、建設に関して諮問していた中、昨年11月12日に答申書が提出されたところでございます。そのことを踏まえ11月26日開催の議員説明会で報告させていただいたところでございます。現在の状況と今後の方針ということですが、ただいま中泊町、小泊小中学校整備基本構想検討会を開催しており、答申された基本構想をもとに教育委員会としての基本構想を取りまとめ、年度内に議員の皆様にご説明したいと考えております。

31年度の基本設計のスケジュールでございしますが、現在設計にお

いては、プロポーザル方式を考えております。4月には、業者指名が公告を行い、参加表明書の提出、6月には技術提案書の提出審査決定を行い、来年2月中旬には設計書の完成、そして文部科学省へ建設計画の提出予定と、そのようになってございます。

同時に、ハード部門では、地質調査、測量、埋蔵文化財調査、そしてソフト部門では、学校運営、学校教育、学校開校、閉校、跡地活用の協議、34年4月の開校を目指すこととしております。

去る2月20日に開催しました総合教育会議においては、このスケジュールで進めたいという考えを申し述べ、ご了承いただいたところでございます。小泊小中学校の建設は、小泊地域の児童生徒の将来を担う大事業でございます。新たな校舎であるこども小中学校が次代を担う人材を育成するためにふさわしい教育環境として、また住民との交流や防災拠点として地域の中心となる学校に位置づけ、地域のシンボルとなり、いつまでも町民に愛されていく校舎となる建設を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） 答弁、まことにありがとうございました。再質問というよりもお願いをひとつお話しておきたいと思っております。管理委員長には、大変前向きというか、私の考えどおりの答弁で本当にありがとうございます。ぜひいい方向に進めていただければと思っております。これ以上に投票率は余り下がってほしくないのですけれども、なかなかすぐには難しいのかもしれないけれども、ぜひまだ町長の選挙までには2年後なので間に合うかもしれないので、ひとつよろしくお願いたいなど。

教育行政について、ちょっと足りないところは、住民が知りたがっている一つの中に、場所をどうするのかと。私は、何か今のグラウンドを使って、建物そのものは半分ぐらいだからという話はこの前聞いたので、ちょっと話したのですけれども、そういう心配もしてありません。場所は、新聞を見た方であれば、大体あの辺かなとわかるのですけれども、新聞を見ていない人もいるでしょうし、場所、あのグラウンドを利用するのだというところをぜひつけ加えてお話ししていただ

ければと。

そして34年の開校を目指すということですが、それまでに小中一貫校の、つまり普通の町民にしてみれば、小中一貫って何だかわからないわけです。そこを詳しく説明しないと理解できないのです。小中って小学校と中学校と一緒に行けば勉強するのかなと。議員等、我々見てきた人はみんなある程度わかっているのですけれども、そこを理解できないで、ええ、そうすれば生徒足りないところで小学校と中学校とわらはんど1つの教室に入るのだなという、極端にそういう人もいます。なところで、人数が少なくなっていけば、そうすれば、小学校1年、2年とかはいいわけですが、中学校のそうすれば1年生と小学校の6年生と一緒に入ったりするのかと、そういう考えの人もいますので、そこをちょっとだけもう少し、次、今後のためにも皆さんに覚えてもらうためにもちょっとだけもう少し詳しく今言っていたければ。

これからも説明会、我々行ったとき聞いていくと思うけれども、町民みんなに事前に説明して、なかなかですので、この前は説明したところでよいですから、そこをもうちょっとだけ下げて説明していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） ただいまの再質問の件でございますが、思い起こせば私が町長に就任して、4月23日から仕事をして、当時小泊中学校を現在の位置に建てかえるという方向でいたものを一端白紙撤回をさせていただいて、地域住民の声を聞くのだということで小泊、下前地区にお邪魔をさせていただき、その後アンケートも実施をさせていただきました。思い起こしてください。あのアンケートに何と書いていたか、統合か、小中一貫校か義務教育学校かというようなアンケートだったと思います。私からすれば、あの懇談会でもこういう選択肢があるのだと、中里中学校と統合する。小中一貫校でいく、義務教育学校にすると、この時点である程度ご説明をさせていただいていたものかなと思っておったわけでありませう。

改めてご説明申し上げれば、義務教育学校というのは、小学校1年生から中学校3年生まで1つの学校の中で、一気通貫でやると。制度的には校長先生が1人いて、小学校部門の教頭先生と中学校部門の教

頭先生とかというやり方が、さまざまバリエーションはあるようございしますが、小中一貫校というのは、あくまでも小学校と中学校の課程の基本を維持しつつ、中身の学年割というか、カリキュラムというか、そういう部分については、地元の教育委員会にある程度裁量が委ねられているものということでございます。

今回こども小中学校につきましては、今のところ検討委員会から答申いただいた中身につきましては、小中一貫校の枠組みで整備をしていくと。ただ将来的には、義務教育学校についても考える余地を残しておくというのはたしか。それらを踏まえて今基本構想検討委員会の中でさらに具体的な肉づけをしていただくべく、今基本構想検討委員会をお集まりいただいでご議論いただいている。

もう一つ、プロポーザル方式というものをここでご説明させていただくと、設計、建築というときに、コンペ方式でやると、この提案でいくと決めたときに、それにがばっと縛られてしまう。プロポーザル方式というのは、お相手を選ぶために考え方を聞くのですけれども、考え方を聞いて、この人がいいなといったら、そこからこの人と話をして、いわゆる建築設計業者と細かく話をしていきながら細かく最後の建てるところまでいくというやり方ですので、まだどこにどんなものを建てるのだというところまで決まっていらないのが正直なところがあります。この後、どういう技術を持った、どういう特徴を持った業者さんと組んでやっていくのかまず決めてから、その業者さんとどこにどんなものをつくっていくのかということを考えていく。したがって、基本的には今あるふれあい運動場というか、グラウンドをベースに考えますが、小学校をどうするのかとか、体育館をどうするのかとか、グラウンドをどうするのかとか、建物をどうするのか、これからさまざま議論をしていくような格好になるということをご理解をいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） これをもちまして川山議員の質問を終了します。

#### ◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 零時 02分

## 第1回中泊町議会定例会

平成31年 3月 8日（金曜日）

### ○議事日程 第3号

- 1 報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(平成30年度中泊町一般会計補正予算第8号について)
- 2 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(平成30年度中泊町一般会計補正予算第9号について)
- 3 議案第 3号 平成31年度中泊町一般会計予算について
- 4 議案第 4号 平成31年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 5 議案第 5号 平成31年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 6 議案第 6号 平成31年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 7 議案第 7号 平成31年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 8 議案第 8号 平成31年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 9 議案第 9号 平成31年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 10 議案第10号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 11 議案第11号 中泊町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 12 議案第12号 平成30年度中泊町一般会計補正予算第10号について
- 13 議案第13号 平成30年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号について

- 1 4 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 1 5 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号について
- 1 6 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 1 7 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について
- 1 8 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 3 号について
- 1 9 議案第 1 9 号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- 2 0 議案第 2 0 号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について
- 2 1 議案第 2 1 号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について
- 2 2 議案第 2 2 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 2 3 発議第 1 号 中泊町議会傍聴規則の一部改正について
- 2 4 発議第 2 号 議員派遣について
- 追加日程第 1 議案第 2 3 号 町営住宅明渡請求及び滞納家賃の支払いに関する訴えの提起について
- 2 議案第 2 4 号 町有財産の無償貸付けについて
- 2 5 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（13名）

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 田 中 洋 君     | 2 番 今 博 子 君     |
| 3 番 成 田 直 人 君   | 4 番 秋 元 隆 君     |
| 5 番 塚 本 悦 子 君   | 6 番 荒 関 富 雄 君   |
| 7 番 秋 田 博 君     | 8 番 川 山 光 則 君   |
| 9 番 青 山 雅 晴 君   | 1 0 番 沖 崎 勲 君   |
| 1 1 番 野 上 憲 幸 君 | 1 2 番 野 上 祐 一 君 |
| 1 3 番 長 利 司 君   |                 |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表 監 査 委 員	葛 西 昭 文 君
総 務 課 長	成 田 勝 輝 君
財 政 課 長	木 元 剛 君
総 合 戦 略 課 長	葛 西 成 芳 君
税 務 課 長	谷 伊 久 弥 君
町 民 課 長	太 田 忠 義 君
福 祉 課 長	藤 田 順 悦 君
環 境 整 備 課 長	佐 藤 一 広 君
農 政 課 長	竹 谷 覚 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	加 藤 孝 典 君
総 務 学 務 課 長	藤 田 康 久 君
社 会 教 育 課 長	山 中 哲 哉 君
会 計 課 長	毛 内 康 裕 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	加 藤 成 子 君
総 務 課 係 行 政 情 報	木 村 将 師 君



開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 報告第 2 号及び日程第 3 報告第 5 号

○議長（長利 司君） 日程第 1、報告第 2 号及び日程第 2、報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件、以上 2 件を一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については 1 議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議がないようですので、本件について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） おはようございます。報告第 2 号及び報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

最初に、報告第 2 号についてご説明いたします。平成 31 年 2 月 1 日付で専決処分をいたしました専決第 1 号は、平成 30 年度中泊町一般会計補正予算第 8 号であります。除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから専決処分をいたしましたものでございます。

2 ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 9,967 万 5,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。最初に歳出からご説明いたします。

5 ページを御覧願います。3、歳出。第 8 款土木費、第 2 項道路橋梁費、第 3 目防雪対策費、13 節委託料に町道除雪委託料として 3,000 万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入では、今回の補正

財源として第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に3,000万円を計上いたしております。

続きまして、報告第5号を御覧ください。平成31年2月18日付で専決処分をいたしました専決第4号は、平成30年度中泊町一般会計補正予算第9号であります。除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから専決処分をいたしましたものでございます。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,967万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出からご説明いたします。

4ページを御覧願います。3、歳出。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目防雪対策費、13節委託料に町道除雪委託料として2,000万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2、歳入では、今回の補正財源として第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に2,000万円を計上いたしております。

以上、平成30年度中泊町一般会計補正予算第8号及び第9号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

報告第2号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

続いて、報告第5号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第3号ないし日程第9 議案第9号

○議長(長利 司君) 日程第3、議案第3号 平成31年度中泊町一般会計予算についてから日程第9、議案第9号 平成31年度中泊町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

本予算については、予算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

荒関委員長。

(予算特別委員長 荒関富雄君登壇)

○予算特別委員長(荒関富雄君) 去る2月28日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第3号から議案第9号までの平成31年度中泊町一般会計歳入歳出予算及び各特別会計歳入歳出予算について、3月6日及び7日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長(長利 司君) 委員長報告が終わりましたので、これから平成31年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑はありませんか。

川山議員。

○8番(川山光則君) ちょっと住宅のことについて伺いたいと思います。

予算書の中に空き家住宅の解体工事載っていました。私は、このたびの選挙で住宅のほうを回って歩いていまして、小泊のほうですけれども、非常に古い住宅です。非常に見た目が悪いということでちょっと今回4戸の解体工事が載っていますけれども、ここはどこと、小泊

のほうが入っているのかどうかと。

また、よく聞かれます出稼ぎに行って全然いないのだけれども、帰ってきたときのためにということで料金だけ払っているという、それで入居の状態になっているという話も伺っておりますので、そこら辺があるのかどうかと2つあわせてお答えいただければと思います。

○議長（長利 司君） 佐藤環境整備課長。

○環境整備課長（佐藤一広君） 川山議員のご質問にお答えいたします。

今回の住宅の取り壊しの関係ですけれども、これは中里地区の団地4戸ということで小泊地区はちょっと予定しておりません。

それと、不在でいなくても家賃を払っているということですが、それもかなり数戸ございます。それは、長期不在の届け出をいただきまして、理由を精査いたしまして許可いたして、それで家賃のほうは滞りなくいただいております。

以上です。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○8番（川山光則君） 家賃はいただいていると思いますけれども、余りにも粗末で玄関ところの草、夏場になれば、かなり伸びて、裏とか蛇出たりするような気がして、何とかならないのかと、そういう話が、苦情が私のところにもちょっと入っていましたので、そこいら辺なるべく注意するようにしていただければと。これは、法律違反ではないのでしょうから、どうにもならないでしょうけれども、一応注意して、また来ないのであれば、今何ぼでも住宅、帰ってきてからでも手に入るんだばっての、そこら辺も話していただければと思います。

また、ぜひかなりもう出てしまったところ、2棟ぐらいあるのです、小泊のほうでゼロになったところ。できれば、国の支援を受けて解体、なるべく早く。ことしの予算はないのでしょうけれども、なるべく早く進めていただければと思っておりますので、よろしく願いして終わります。

○議長（長利 司君） 佐藤環境整備課長。

○環境整備課長（佐藤一広君） 空いていれば、どうしても周りが雑草とか、手入れが行き届かなくなりますけれども、これらに関しては、地元におられます方を管理人として指定しておりましたりするもので、その方々をお願いして周辺の草刈り等やってもらうようにこれから指導し

てまいりたいと思います。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 予算ですけれども、無理やり関連といいますか、例の中里高校についてであります。今日高校の試験、県立高校の最中、みんな頑張っている、試験に向かっている時間だと思えますけれども、うまくいけばいいと思う反面、失敗して中里高校に来ればいいなと思う反面、私はありますけれども、どちらにしろ人数が足りない、なくなる、きのうの話で、もうどんだけだばと。20人さしかねし十何人しか入ねし、来年からへばねくなるだなど、専門校になるだなど。町長もそこまで把握しないと思うけれども、どういう方向で、あと2年後に、3年後になくなるのかという、わかっている範囲で教えてください。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 中里高校の件であります。中里高校の今後の予定につきましては、昨年も春に担当の室長が説明に参りました。要するにことし31年の募集が県当局と約束をしていた2年目の年、昨年が17人、新規入学ありまして、ことしが、きょう試験あるわけですけれども、つい先日の最終の志望状況でいくと12名ということで、定員40名に対し、半数である20名を下回る年が2年続けば、その翌年から募集停止に向けての話し合いに入るということでもあります。

よって、今現在の状況からいけば、32年入学生の募集に関して今後どうするかという議論がこれから始まっていくということでもあります。

常々申し上げておりますとおり、私とすれば、この五所川原以北の津軽地域の高校生の学ぶ環境がどうあるべきなのかという観点から今後県当局と話し合いを進めてまいりたいなと思っております。

できるだけ中里高校に行っておきたい、何かを魅力として身につけた高校になっていただきたいなと思っておるわけですが、現実にはスポーツで強い中学生がいると、県外の強豪校に向かってしまう。五所川原に選択肢の多い高校があるので、そちらのほうに向かってしまうというのが現実なわけですが、ここを何とかしても、この地域の高校生に上がる子たちの学ぶ環境をどうあるべきか

という議論で検討、最後まで議論をしてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） これは、卒業式で町長からもプライベートといいますが、ねぶた祭りをやって、中高のわらはんどは賞をもらったりして、大変いい場面があったわけですがけれども、新聞、それからテレビのほうにも出て、こう盛り上がればもうあんつかないかと思っていたわけなのですがけれども、十二、三名と。どうにもならないのはわかっていますけれども、これからまたいろんな話し合いが出てくるとは思いますが、何とか残しておきたいと。私どもスポーツ預かる者としても、何か専門校とか、まねば農業でもねぶたでも、そういう考えでありますので、参与の皆さん方も議員も何とか残す方向にまた、何か話があったら、残すのだと、そのためにはと。私はなくなる話はしておりませんので、そういう皆さんと話しあわせるとへばおかしいけれども、まだまだ残すのだと、中高は。そういう考えでありますので、どうかよろしくお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ございませんか。

3番、成田議員。

○3番（成田直人君） 私のほうから31年度の参考資料のほうの22、23ページをお願いしたいと思います。いわゆる起債の関係なのですがけれども、これについては、もうかなり努力して各種、31年度も18事業の中で町債を9億3,500万円というふうなことで起債を起している中で、13ページの公債費の推移を見れば、下がったような上がっているような感じして、右のほうを見れば、一人一人の人口割合にすれば、全然下がっていないというふうなことで、いわゆる31年度は108万8,000円というふうなことに負担割合がそうなるわけでございますけれども、私こればっと見た中に、いわゆる31年までの発行見込額ということになってはいますけれども、これだけ見てしまえば、じゃあ32年以降は何も起債がなく、だんだん、だんだん漸減していくというふうなことにとられかねないのではないかと。うことがまず第1点あるわけでございます。

それで、これそのものがなかなか事業というのは、年度年度の中で

見込んでいく中で積算するのは難しいかもしれませんが、予定  
みたいなのを38年までは要らないけれども、四、五年のスパンで  
も書き込むことはできないのかということ伺いたいわけです。

以上です。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 成田議員のご質問にお答えいたします。

確かにこれまでの起債方法として、予算で見込んでいる分という、  
確定している分ということで起債しているということで今後事業を実  
施するに伴って、当然32年度以降も起債額というのは出てくる。そ  
うなると、当然地方債の償還ピークも後年度に延びていくという形に  
なると思います。

ただ今現在で見込めない部分が多いというところで32年度  
以降の部分空白にしているというところでございますので、よろし  
くお願いしたいと思います。

○議長（長利 司君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第3号から議案第9号までを一括して採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第9号については委員長報告のと  
おり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第10号

○議長（長利 司君） 日程第10、議案第10号 中泊町職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 議案第10号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、長時間労働是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成31年4月に施行されることに伴い、本年2月に人事院規則が改正され、職員に対する超過勤務命令の上限が設定されたことから、本町においても国の制度決定原則を踏まえ、超過勤務命令に上限を設けるべく条例の一部を改正するものであります。

具体的な改正につきましては、お配りの条例新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の3ページを御覧願います。中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第8条第3項を新たに追加しております。これは、超過勤務命令を行うことのできる上限設定について人事院規則で定められたことから、本町においても同様の扱いとするよう改正するものでございます。

その規則の内容でございますけれども、超過勤務命令の上限時間については、1カ月について45時間以下、1年について360時間以下の範囲とする予定としております。また、上限時間の特例として大規模な災害の対応など、緊急性の高い業務に従事する職員に対しては、上限時間を超えて超過勤務を命じることができるとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 当町では、今までで最長の勤務時間外労働をしている方は、どれぐらい時間的にやっているのか。

また、何か夕方に庁舎の電気を見ますと、明かりを見ますと、その月によって特別勤務状態が長引いている課があるように見受けられますので、そこいら辺お知らせ願えればと思います。

○議長（長利 司君） 成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 荒関議員の最長でどのぐらいしているかというふうなご質問でございますけれども、調べてきたのは、平成29年度と30年度の1月末までの時間外というふうなことでご提示させていた



だきます。

まず29年度、最長で勤務した時間は740時間となっており、1月末で最長の職員が1,091時間勤務しております。ちょっと29年度の中身を申し上げますと、当町、本庁の職員だけ把握しているのですけれども、本庁の職員103人中、これ宿日直簿で帰ったときに、当直員が時間を記入していますので、そこから拾った時間になりますけれども、月45時間以上という勤務は、4月の9人を最高に15人が月45時間以上勤務しております。それから、年360時間以上になりますと、8人、これが29年度の実績となります。30年度におかれましては、本庁の職員101人中、月45時間以上が、これもまた4月の12人を最高に1月末ですけれども、22人が月45時間を超えて勤務しております。また、年360時間以上、これは1月末ですけれども、今のところ10人が360時間を超えているというふうな状況になっております。

以上です。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 大分長時間にわたり勤務されている職員もおいでですが、これの改正によって、ではそれは全て解消するというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（長利 司君） 成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 解消するかというと、一気にはいかないと思うのですけれども、去年の7月から働き方改革の推進ということで若手職員に働きやすい環境というふうなことでずっと研究させてございます。今月庁議のメンバーにその発表があったわけなのですけれども、そういうふうな、その中で時間外をいかに減らしていくかというふうな提言があったわけなのですけれども、やはり業務を徹底的に洗い出しして効率化していくと。それで職員の意識も改革しながら時間外の勤務の削減に、縮減に努めていきたいというふうなことで、まずはそういう働きやすい環境をこれから職員一丸となって取り組んでいくというふうなことで考えてございます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今は働き方改革、いろいろ言われている中で取り組ん

でいかなければならないから、こういうふうに法にのっとった条例整備などを行っていると思いますが、それでも時間外が解消されないようであれば、やっぱり意識の問題だと思うのです。残業しないのだと、基本的に。それで与えられたものは手早くやると、そういう意識を持ってもらわないと、確かに業務量が重なる月などがあることは理解しておりますが、それであっても言葉は適切ではないと思いますけれども、だらだら長くいけば時間外だけが伸びて、仕事の量がこなされていないというようなことのないように、これからもちゃんと法にのっとった形でやってもらえればと思っておりますので、以上で終わります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第11号

○議長（長利 司君） 日程第11、議案第11号 中泊町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 議案第11号 中泊町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及

び技術管理者の資格取得等の基準が変更されたため、条例の一部を改正するものです。

条例等新旧対照表で説明しますので、4ページをお開き願います。第3条第1号中、「よる」を「基づく」に改め、同条第3号中、短期大学の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、卒業した後の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第8号中、「又は水道環境」を削り、第4条第2号中、卒業した後の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、5ページをお開き願います。卒業した者の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、中泊町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案12号

○議長(長利 司君) 日程第12、議案第12号 平成30年度中泊町一般会計補正予算第10号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 議案第12号 平成30年度中泊町一般会計補正予算第10号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,416万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,551万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりその主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。20ページを御覧願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第14目財政調整基金費、25節積立金に財政調整基金積立金4,462万7,000円を計上いたしております。

22ページを御覧願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、28節繰出金に介護給付費の増などに伴い、介護保険特別会計の繰出金583万8,000円を計上しております。

23ページを御覧願います。第6目障害者福祉費、20節扶助費に自立支援医療給付費や障害者自立支援給付費など、合計713万2,000円を計上いたしております。

第4款衛生費、第1項県衛生費、第1目保健衛生総務費、28節繰出金に国民健康保険特別会計事業勘定繰出金の保険基盤安定から24ページを御覧願います。財政安定化支援事業まで合計853万5,000円を減額し、診療施設勘定繰出金に2,469万8,000円を計上し、繰出金の合計額は1,616万3,000円となっております。

第2目予防費、13節委託料に平成31年度に実施を予定している風疹対策の準備経費としてシステム改修経費など、合計130万9,000円を計上いたしております。なお、この風疹対策は、国庫補助金を受けて実施するものでございますが、国の動向いかんによって翌年度に繰り越しとなる可能性がございます。その場合は、専決処分により繰越明許費を設定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

27ページをお開き願います。第6款農林水産業費、第2項農業費、

第7目農業経営基盤強化促進事業費、19節負担金、補助及び交付金において経営体育成支援事業補助金2,757万6,000円を減額し、国の補正予算に係る事業として担い手確保、経営強化支援事業補助金6,272万8,000円を計上いたしております。

第4項農地費、第2目土地改良費、19節負担金、補助及び交付金に国補正予算に係る事業として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金9,600万円を計上いたしております。

31ページから32ページを御覧願います。第8款土木費、第5項住宅費、第2目住宅建設費、13節委託料から32ページを御覧願います。15節工事請負費まで契約実績に基づきまして、合計1億3,612万5,000円を減額いたしております。

そのほか既定予算額の精査や事業費の確定などにより所要の補正を行っております。

次に、歳入についての主なものをご説明申し上げます。11ページへお戻り願います。2、歳入。第1款町税、第1項町民税では、第1目個人及び第2目法人町民税で合計724万1,000円を計上し、第2項固定資産税では898万円を計上いたしております。

第9款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税では、普通交付税の追加交付分401万3,000円を計上いたしております。

13ページを御覧願います。第14款県支出金、第1項県負担金、第2目衛生費負担金において、国民健康保険基盤安定負担金など、合計1,674万円を減額いたしております。

14ページを御覧願います。第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金、2節農業費補助金において、経営所得安定対策直接支払推進交付金から機構集積協力金交付事業費補助金まで合計2,822万6,000円を減額し、担い手確保・経営強化支援事業費補助金6,272万8,000円を計上いたしております。国の補正予算に係る補助金でございます。

15ページを御覧願います。第15款財産収入、第2項財産売払収入、第1目物品売払収入に除雪機械の売却代金149万9,000円を計上し、第2目不動産売払収入に普通財産の売却代金1,564万6,000円を計上いたしております。売却先はみちのく銀行であります。

16 ページを御覧願います。第20 款町債、第1 項町債、第3 目農林水産業債、1 節農業基盤整備事業債に県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業9, 600 万円を計上し、17 ページを御覧願います。第4 目土木債、4 節公営住宅建設事業債において、新公営住宅建設事業1 億4, 450 万円を減額しております。その他事業費の確定などに伴い、それぞれ減額し、町債合計では6, 840 万円を減額いたしております。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正についてご説明いたします。6 ページを御覧願います。第2 表、継続費補正では、平成30 年度から平成31 年度まで設定した2 件について、それぞれ契約実績にあわせて年割額を補正しております。

第3 表、繰越明許費では、第6 款農林水産業費、第2 目農業費において、国の補正予算事業である担い手確保・経営強化支援事業6, 272 万8, 000 円、第7 款商工費、第1 項商工費において、プレミアム商品券システム開発業務160 万円について年度内にその支出を終わらないことから、これを翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

6 ページから8 ページの第4 表、債務負担行為補正については、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務及び平成31 年度で予定する業務委託のうち、本年度で契約の締結を要するものについて追加設定するものであります。

8 ページを御覧願います。第5 表、地方債補正は、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業から五所川原地区消防事務組合施設整備事業までの7 事業について事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

以上、平成30 年度中泊町一般会計補正予算第10 号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒関議員。

○6 番（荒関富雄君） 15 ページの財産収入で庁舎前の駐車場、みちのく銀行さんに売り払いしたわけなのですけれども、土地は売却しましたけれども、その後みちのく銀行さんからいつごろ建てて、どうこうとい

うのは、町のほうに報告があるのでしょうか。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 荒関議員ご質問の庁舎の敷地の売却の現在の状況についてお答えいたします。

現在、みちのく銀行におきまして県内全域の支店の見直しを行っておりまして、他の支店との統合を先行して実施しておりまして、これまで議員説明会や常任委員協議会を開催してご説明申し上げたスケジュールから大幅におくれている状況ということでございます。

町としましても、みちのく銀行さんの申請を受けて売却した土地でございまして、早期に実施していただきたいというところでございますが、今現在明確なスケジュールというのは決まっていないという状況でございます。

今後売却時利用のスケジュールの把握に努め、詳細なことがわかりましたならば、改めてご報告させていただきたいと存じます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 最初は、銀行さんがあそこに支店を建てるといふ、それが延び延びになっているのは、相手方のご都合でしょうが、その中にもしや小泊のみちのく銀行の支店を閉店するようなお話が入っているかどうか確認したいと思っております。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 支店の建設のスケジュールについては、今財政課長のほうからお話を申し上げたとおりでございますが、それとあわせまして小泊にある支店のほうの状況についても支店長さんとお話しをすること、もしくは本店のほうから役員の方がお見えになるつど私のほうから確認をさせていただいておりますが、今のところ小泊支店について何らかの統合だとか、そういうことがあるということは聞いてございません。支店は存続するというふうになっております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○8番（川山光則君） 32ページでちょっと新公営住宅建設工事、1億何ぼとか、1億3,500万円、これ何で今減額になっているのか。建てなくなったのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 佐藤環境整備課長。

○環境整備課長（佐藤一広君） 川山議員の質問にお答えいたします。

ことしの予算で1億3,500万円ほど減額しておりますけれども、これについては、当初予算で6棟を計画しておりました。これについて実際建設したのが4棟ということで2棟分の予算が余るということで、その分の減額分ということになります。

（何事か声あり）

○環境整備課長（佐藤一広君） これは、交付金事業でありますので、国の予算配分、これらが見つからないということでございます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 27ページの農林水産業費、ここに理事長もいるわけなのですけれども、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業、これに関する予算が大分ふえており、また起債等を起こしている。そこいら辺のこれだけ大幅な補正を組まなければならなかった経緯をご説明していただければと思うのですけれども。

○議長（長利 司君） 竹谷農政課長。

○農政課長（竹谷 覚君） 今、荒関議員のご質問の現在行われている圃場整備事業でございますけれども、平成31年度に予定されているのは、1期地区で79.2ヘクタール、それから2期地区では、区画整理客土事業で40ヘクタール、それから3期地区では、設計実績などを行う予定になっております。それらの総体の事業費が県営事業ですので、県と国とのやりとりの中で6割程度しか見通しが見つからない現状でございます。県では、残り4割を国の30年度補正予算で確保したいということを持っておりまして、町のほうにその補正対応をしていただきたいという要望がございました。それに応えたもので町で9,600万円の追加予算を計上しております。それを県では31年度に繰り越しを行いまして、31年度の事業を計画どおり進めるという予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） ただいまの説明では、国並びに県の予算がふえて30年並びに31年度にわたっての財政措置がなされたために町はそれに呼応し、対応しながら今回の補正を組んだというふうに理解してよろしいのですか、まず。

○議長（長利 司君） 竹谷課長。



- 農政課長（竹谷 覚君） そのとおりでございます。
- 議長（長利 司君） 荒関議員。
- 6番（荒関富雄君） そうすれば、これからまだ十三湖地区経営体育成基盤整備事業は、まだ継続されているわけですので、その中でも来年度もまたこういう予算の計上の仕方にならざるを得ないのか、そこいら辺、わかる範囲で結構ですので、お知らせ願えればと思いますけれども。
- 議長（長利 司君） 竹谷農政課長。
- 農政課長（竹谷 覚君） 予定でいきますと、全部が終わるのが37年度でございます。ただ国の予算の配分がその年々によって幾らつくかわからない。県としましては、計画どおりに進めるため予算の確保をしなければいけない。当初予算が無理であれば、補正予算なども対応して計画を進めるということを前提としておりますので、町としましては県とあわせた形で進めたいと思っております。
- 以上です。

- 議長（長利 司君） 秋元議員。
- 4番（秋元 隆君） 15ページの町有財産売却収入関連ですけれども、前につがる西北農協でピュア付近の用地を取得したいという話、前に説明いたしましたけれども、その後の経過、わかればちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

- 財政課長（木元 剛君） 秋元議員のピュア近く土地の売り払いの状況についてお答えいたします。

当初農協さんのほうからピュア全体で1万2,000平米ほどの土地の売却をお願いしたいということで申請があったのですが、農協さんのほうで地目、田んぼのもの、農協さんのほうで取得できないということで先行して宅地を売却するということで進めておりました、先日契約をしまして、代金も納付され、今現在所有権移転等の事務手続に入っているところでございます。

以上でございます。

- 議長（長利 司君） 秋元議員。
- 4番（秋元 隆君） をどのくらい、1万2,000平米。
- 議長（長利 司君） 木元財政課長。
- 財政課長（木元 剛君） 当初の計画1万2,000平米のうち宅地部分4,

300平米ほどを先行して売却するという形になっております。

○議長（長利 司君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第13号

○議長（長利 司君） 日程第13、議案第13号 平成30年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

太田町民課長。

○町民課長（太田忠義君） 議案第13号 平成30年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。

事業勘定の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,040万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,694万9,000円とし、診療施設勘定の補正額は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,844万円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について歳入歳出予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。11ページを御覧願います。

3、歳出。第2款保険給付費、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金において253万6,000円を減額しております。出生数が当初15人から9人に減少すると見込まれることから減額しております。

第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分において2,781万8,000円を減額しております。減額になった理由は、平成30年度の当初予算を税率据え置きで編成しました。昨年6月に税率を引き下げしていることから減額になっております。

12ページを御覧願います。第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第6目療養給付費等負担金償還金において2,430万7,000円を追加計上しております。平成29年度の療養給付費の確定による調整還付金であります。第8目高額医療費共同事業負担金償還金において、新たに197万円を計上しております。県への移管に伴い、県より提示された当初予算編成時の目に高額医療費共同事業負担金償還金がありませんでした。平成29年度の高額医療費共同事業負担金が確定したことにより、目を追加し、前年度調整還付金として計上しております。

第2項操出金、第1目直営診療施設勘定操出金において1,467万7,000円を追加計上しております。小泊診療所の運営費として県から交付される特別調整交付金を診療施設勘定に繰り出しするものであります。

次に、歳入であります。9ページにお戻り願います。2、歳入。第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に1,460万4,000円を計上しております。特別調整交付金として小泊診療所への僻地直営診療施設交付金が確定したことによるものです。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金において853万5,000円を減額しております。1節保険基盤安定繰入金から5節財政安定化支援事業繰入金まで、それぞれ額が確定したことにより計上しております。

第8款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金において160万8,000円を計上しております。

10ページを御覧願います。第3項雑入、第6目療養給付費等交付金において241万2,000円を計上しております。平成29年度の退職者医療療養給付費等の確定によるものです。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について歳出からご説明いたします。17ペ

ージを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費において52万2,000円を追加しております。11節需用費に光熱水費に不足が生じることから27万6,000円を、13節委託料に老朽化した物置小屋の解体費として6万2,000円を、18節備品購入費に新たな物置小屋の購入費として11万2,000円をそれぞれ計上しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、第2目医薬材料費、11節需用費に医薬材料の在庫等を精査の上、130万円を減額しております。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、14ページ及び15ページにお戻り願います。2、歳入。第1款、診療収入、第1項医科外来収入において、第1目国民健康保険診療報酬収入から第6目労災、その他診療報酬収入まで精査の上、合計で3,201万6,000円を減額しております。

第2項歯科外来収入においても、第1目国民健康保険診療報酬収入から第6目労災、その他診療報酬収入まで精査の上、合計で718万円を減額しております。

第3款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目事業勘定繰入金において1,467万7,000円を計上しております。事業勘定に交付された小泊診療所への僻地直営診療施設交付金を繰り入れするものであります。

恐れ入りますが、16ページを御覧願います。第2目一般会計繰入金において2,469万8,000円を計上しております。

以上で議案第13号 平成30年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番議員。

○6番（荒関富雄君） 16ページ、一般会計の繰入金なのですが、補正前の額と補正額、まあまあどうしてこういう形になったのか、もうちょっと詳しく説明してもらえますか。

○議長（長利 司君） 太田町民課長。

○町民課長（太田忠義君） 16ページの一般会計繰入金であります。これ

は各基盤の事業の確定がありまして、それにあわせて額を減額しております。

○議長（長利 司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（長利 司君） 休憩中の会議を再開します。

太田町民課長。

○町民課長（太田忠義君） この繰入金 2,469万8,000円は、診療所の赤字部分の補填ということで確定しましたので、それに基づいてやっております。赤字額が当初予算よりふえたということです。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） そう理解していいのですか。歳入、赤字部分だけですか。赤字部分で2,469万8,000円、そう理解してよろしいのですか。

○議長（長利 司君） 太田町民課長。

○町民課長（太田忠義君） 赤字部分とさまざまな器械器具を購入した関係で一般会計からの去年国庫補助等を活用した部分があります。この分も一般会計に入っている分も一緒にもらっているというのがこの合計になります。

○議長（長利 司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 06 分

○議長（長利 司君） 休憩中の会議を再開します。

横野副町長。

○副町長（横野彰吾君） 私のほうから説明させていただきます。

診療所の施設勘定の歳入に当初の予算につきましては、一般会計からの当初の繰出金は、あくまでも建設のための償還金、そういうふうなものについては、一般会計から当初のほうで見ていまして、その他の経費の分につきましては、あくまでも診療報酬を前提にした形で予

算を組んでいる状況でございます。

今回3月末ということで歳入のほうでも診療報酬のほう減額になっておりますけれども、その分について赤字にならないように追加で一般会計からのほうから繰り出しをしているというふうな状況でございます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 法定内を当初予定し、あと赤字部分は法定外だというふうに理解していいのですか。法定外ではない。

○議長（長利 司君） 横野副町長。

○副町長（横野彰吾君） 法定内、法定外、そういうルールは、診療施設勘定はございませんので、あくまでも最終的に赤字にならないような形で一般会計から繰り出すというふうな形になっております。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第14号

○議長（長利 司君） 日程第14、議案第14号 平成30年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤田福祉課長。

○福祉課長（藤田順悦君） 議案第14号 平成30年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

4, 647万6, 000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2, 455万4, 000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものについてご説明いたします。最初に歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、予算書の8ページから9ページのほうを御覧願います。

3、歳出。第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第1目認定調査等費、12節役務費に介護認定の調査のための手数料25万円を計上いたしております。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費などが受給者数の減により減額となりまして、グループホーム等利用の地域密着型サービス給付費が受給者数の増により4, 845万8, 000円を追加計上し、合計いたしますと2, 793万2, 000円を計上いたしております。

第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費、19節負担金補助及び交付金に地域密着型介護予防サービス給付費133万5, 000円など、合計190万4, 000円を計上いたしております。

第3項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費、19節負担金補助及び交付金に高額介護サービス等費151万1, 000円を計上いたしております。

第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費、19節負担金補助及び交付金に特別養護老人ホーム等利用者の給付費の増によりまして、特定入所者介護サービス費1, 424万5, 000円を計上し、特例特定入所者介護サービス費は25万円を減額し、合計で1, 399万5, 000円を計上いたしております。

次に、11ページのほうを御覧ください。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金に介護給付費準備基金積立金376万5, 000円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、お戻りいただきまして、5ページのほうをお願いいたします。2、歳入。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料に666万1,000円を計上し、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金に1,451万4,000円を計上し、第2項国庫補助金、第1目調整交付金から第5目保険者機能強化推進交付金までの各目合計で906万7,000円を計上いたしております。

次の6ページから7ページのほうをお願いいたします。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に270万3,000円を計上し、第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金に923万円を計上いたしております。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金に第1目介護給付費繰入金から第5目低所得者保険料軽減繰入金までの各目合計で583万7,000円を計上いたしております。

以上、平成30年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたしました。何とぞよろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第15号

○議長（長利 司君） 日程第15、議案第15号 平成30年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。



本案について担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

- 上下水道課長（阿部 明君） 議案第15号 平成30年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は、既定の予算とし、債務負担行為について補正するものです。

第1表、債務負担行為補正についてであります。恐れ入りますが、2ページを御覧願います。平成31年度で予定する業務委託のうち本年度で契約の締結を要するものについて追加設定するものです。その内容は、中泊町豊岡地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託で期間は平成31年度、限度額は385万円です。

以上、平成30年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願いたします。

- 議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第16号

- 議長（長利 司君） 日程第16、議案第16号 平成30年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

- 上下水道課長（阿部 明君） 議案第16号 平成30年度中泊町漁業集落

排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ34万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,269万6,000円とするものです。

歳入歳出予算補正について事項別明細書でご説明しますので、恐れ入りますが、4ページをお願いします。最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。第1款事業費、第1項施設管理費、第1目施設管理費、13節委託料に処理施設管理業務委託料34万5,000円を減額しております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第2款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金に一般会計繰入金117万円を減額し、第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に82万5,000円を追加計上しております。

次に、第2表債務負担行為補正についてであります。恐れ入りますが、3ページをお開き願います。平成31年度で予定する業務委託のうち本年度で契約の締結を要するものについて追加設定するものです。その内容は、下前地区漁業集落排水処理施設維持管理業務委託で期間は平成31年度、限度額は252万4,000円です。

以上、平成30年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。何とぞよろしく願います。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第17号

○議長（長利 司君） 日程第17、議案第17号 平成30年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

太田町民課長。

○町民課長（太田忠義君） 議案第17号 平成30年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

平成30年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,847万3,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものを歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。5ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、13節委託料で後期高齢者保険事業委託料の確定により55万1,000円を減額しております。

第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項高額医療連合納付金、第1目後期高齢者医療連合納付金、19節負担金補助及び交付金に後期高齢者医療保険料等負担金120万円を計上しております。県広域連合より示された確定見込額によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。4ページを御覧願います。2、歳入。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料、1節現年度分に特別徴収及び普通徴収保険料を県広域連合より示された確定見込額に基づき120万円を計上しております。

第6款諸収入、第2項雑入、第1目雑入において、保険料還付金は、精査の上26万6,000円を、後期高齢者保険事業受託収入は、事業の確定により55万1,000円をそれぞれ減額しております。

以上で議案第17号 平成30年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第18号

○議長(長利 司君) 日程第18、議案第18号 平成30年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

○上下水道課長(阿部 明君) 議案第18号 平成30年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額を29万円追加し、総額3億2,005万3,000円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書で説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、28節負担金の小泊ダム管理費を29万円追加計上いたしております。小泊ダムの職員人件費の給与改定及び工事請負費の追加によるものです。

1ページにお戻り願います。第4条、債務負担行為補正についてありますが、平成31年度で予定する業務委託のうち本年度で契約の締結を要するものについて追加設定するものです。その内容は、料金調停システムリース料で期間は平成31年度から平成34年度まで、限度額は731万7,000円、企業会計システムリース料で期間は平成31年度から平成35年度まで、限度額は581万1,000円

であります。

以上、平成30年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第19号から日程第21 議案第21号

○議長（長利 司君） 日程第19、議案第19号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定についてから日程第21、議案第21号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について、以上3議案を一括議題として説明し、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

本件について担当課長に説明を求めます。

成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 議案第19号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、議案第20号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について、議案第21号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定についてを一括してご説明申し上げます。

今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募による募集をしたところでございます。

公募のあった指定管理者の選定については、関係課長15名で構成いたします中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査をいたしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものでございます。

今回議案提出いたしました案件全てにつきまして、1団体の応募であり、いずれも従来からの管理団体でありましたので、これまでの管理実績に鑑みまして、全ての団体を適当であると認めたところでございます。

恐れ入りますけれども、提出議案一覧11ページを御覧願います。議案第19号 中泊町認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について。指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人中泊町社会福祉協議会であります。指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間であります。

恐れ入りますが、提出議案一覧12ページを御覧願います。議案第20号 中泊町すくすくしたまえ館に係る指定管理者の指定について。指定管理者となる団体の名称は、株式会社小泊うみどり一む振興社であります。指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間であります。

恐れ入りますが、提出議案一覧13ページを御覧願います。議案第21号 中泊町一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について。指定管理者となる団体の名称は、株式会社竹内組であります。指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 議案第22号

○議長（長利 司君） 日程第22、議案第22号 中泊町教育委員会委員の任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第22号 中泊町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員東山綾子氏の任期が平成31年5月17日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

東山氏は、平成27年9月に中泊町教育委員会委員に任命されてから当町の教育委員会委員として活躍されており、適任であると存じますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

- 議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第22号を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第22号は同意することに決定しました。

#### ◎日程の追加

- 議長（長利 司君） お諮りします。

本日町長から議案第23号及び議案第24号が提出され、お手元に配布しております。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号及び議案第24号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎町長追加提案理由の説明

- 議長（長利 司君） 町長に提案理由の説明を求めます。



濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 追加提案をさせていただきます議案についてご説明を申し上げます。

議案第23号は、町営住宅明渡請求及び滞納家賃の支払いに関する訴えの提起についてであります。地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき町営住宅明け渡し並びに滞納家賃の支払いの請求の訴えを提起したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号は、町有財産の無償貸付けについてであります。平成31年2月28日付で株式会社ヒロセから当町における操業継続を旨として、小泊地域の町有地に係る使用貸借契約期間延長の願い出がありましたので、当該財産を引き続き無償貸し付けすることにつき、議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎追加日程第1 議案第23号

○議長（長利 司君） 追加日程第1、議案第23号 町営住宅明渡請求及び滞納家賃の支払いに関する訴えの提起についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

佐藤環境整備課長。

○環境整備課長（佐藤一広君） 議案第23号 町営住宅明渡請求及び滞納家賃の支払いに関する訴えの提起についてご説明いたします。

議案綴り1ページ目を御覧いただきます。町営住宅の滞納家賃がある者に対して、町営住宅の明け渡し並びに滞納家賃の支払いの請求に関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり訴えを提起したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、原告は、中泊町。被告については、記載されている方となっております。

2、請求の趣旨では、相手方に対して町営住宅の明け渡し並びに滞納家賃23万5,400円の支払い。また、明け渡しを行う日までの損害金及び訴訟費用の支払いを求めるものであります。

3、請求の原因については、町営住宅入居者は、中泊町町営住宅条例の規定により、家賃の支払い義務を有しておりますが、相手方は、

町からの再三にわたる催告にもかかわらず、家賃の支払い義務を履行せず、いまだに家賃を滞納しております。また、建物の明け渡しも行われていない状況であります。

議案綴り2ページをお開き願います。4、訴訟遂行の方針では、判決が確定し、退去しない場合には、強制執行にして実現するものとなります。

恐れ入りますが、次のページ、3ページ目を御覧いただきます。こちらは、物件目録についてであります。明け渡しを求める建物の表示となっております。

なお、物件及び住宅情報一覧と滞納家賃明細書については、添付を省略しております。ご了承願います。

以上により、議案第23号 町営住宅明渡請求及び滞納家賃の支払いに関する訴えの提起についてご説明いたしました。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） これには訴訟費は一体どれぐらいかかるのでしょうか。

○議長（長利 司君） 環境整備課長。

○環境整備課長（佐藤一広君） 訴訟費用は、訴訟に係る手数料でして、まず印紙代とか、そういう書類代、それからもし強制執行となりますと、強制執行に係る費用、それらが訴訟費用となります。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） それは、そうすればどこかの予算化はされているのか。

これからされるのか、多額ではないと思うので、総務費の中から出すのか、そこら辺、どういうふうに予算措置されるのかお聞きします。

○議長（長利 司君） 佐藤環境整備課長。

○環境整備課長（佐藤一広君） この訴訟費用の支払いも裁判のほうで確定してもらおうと、決めてもらうということで、一応訴訟費用の支払いを求めることとなっております。こちら側で相手方に求めます。このかかった費用については。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 訴訟の相手方に、それは裁判で勝訴した場合は、当然

そうなるのでしょうかけれども、私が聞いているのは、そういう意味ではなくて、もし、裁判ですので、それは勝つか負けるかもわかりませんし、訴えを起こす以上は、それなりのこっちでも当然準備しておくものは準備しておかないと、後ほどの措置に困ると思いますので、そこら辺もう一回答弁できればと思います。

○議長（長利 司君） 佐藤環境整備課長。

○環境整備課長（佐藤一広君） 大変失礼しました。訴訟費用は、そういう形で決まりますけれども、この裁判に係る費用、これについては、委託料として12月議会に計上しております。大体1件、約70万円ほどを見込んでおります。それで先ほどの執行のほうですけれども、訴訟費用については、そういう着手金とかそういうやつ、それから強制執行、もしそれにかかる場合は、約40万円ほどかかるのではないかとということで見ております。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第2 議案第24号

○議長（長利 司君） 追加日程第2、議案第24号 町有財産の無償貸付けについてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 議案第24号の説明に入る前に、本案件については、申請書の提出おくれや当方の貸付期間の確認漏れが重なり、追加

提案という形になりました。この場を借りておわび申し上げますとともに、今後は事務手続に遺漏のないよう確認体制を強化してまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第24号 町有財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。

追加提出議案の4ページを御覧ください。平成31年2月28日付で岐阜県大垣市東町2丁目114番地、株式会社ヒロセ、代表取締役、廣瀬威氏から引き続き縫製工場の用に供するため、町有地に係る使用貸借期間延長の願出がありましたので、当該財産を引き続き無償貸し付けすることについて地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を得るため提案するものでございます。

貸し付けする町有財産でございますが、1、町有財産、土地。所在地は、中泊町大字小泊字砂山1078番地27。地目は宅地で、面積は960平米でございます。貸し付けの相手方は、株式会社ヒロセ。貸し付けの条件としまして、平成31年4月1日から36年3月31日までの期間内で縫製工場として使用することとしております。

株式会社ヒロセ小泊工場は、昭和59年10月25日に旧小泊村と株式会社ヒロセとの工場立地及び操業に関する協定書が締結され、同年11月26日から操業を開始して現在に至っており、誘致企業に対する奨励措置として当該土地を無償貸し付けしております。契約期間は、先ほども申し上げましたが、契約締結日から平成36年3月31日までの5年間とするものでございます。

また、小泊工場の従業員数は、ことし2月末現在で23名となっております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第1号

○議長(長利 司君) 日程第23、発議第1号 中泊町議会傍聴規則の一部改正についてを議題にします。

お諮りします。本案については、議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については、説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第2号

○議長(長利 司君) 日程第24、発議第2号 議員派遣についてを議題にします。

本案については、議員の限られた会期中の活動に加え、調査や研修等、また国や県等に対しての要請活動など、議会において必要があると認めるときは、議員の派遣ができるよう提案するものであります。

お諮りします。本案については、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については、説明、質疑、討論を省略することに

決定しました。

発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 次期議会の会期日程及び議会運営に関する  
事項について

○議長(長利 司君) 日程第25、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(長利 司君) 今定例会に上程されました全議案について、長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成31年第1回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時50分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議長 長 長 刺 司

署名議員 秋 元 隆

署名議員 成 田 直 人